

東京地方税政連

発行所：東京地方税理士政治連盟 ● 横浜市西区花咲町4-106（税理士会館内） 電話（045）243-0521
発行責任者：会長 三堀 孝夫 ● 編集責任者：広報委員長 藤田 伸哉 ● 印刷・製本：株式会社 佐藤印刷所



石原裕次郎記念碑

（写真：横浜中央支部・藤田伸哉会員）

目次

●定期大会に向けて 東京地方税理士政治連盟 会長 三堀 孝夫……………	2
●定期大会に向けて 神奈川県税理士政治連盟 会長 鈴木 崇晴……………	2
●定期大会に向けて 山梨県税理士政治連盟 会長 砂田 俊二……………	3
●神奈川県税理士政治連盟 第56回定期大会議案書……………	4
●東京地方税理士政治連盟 第56回定期大会議案書……………	21
●税政連とは？……………	30
●税理士法改正案が成立……………	32
●2022年度 会・各支部・関連諸機関等定期総会日程……………	33
●国会議員税務支援視察……………	34
●地区連税政連だより……………	34
●神奈川県税政連だより……………	35
●山梨県税政連だより……………	35
●第56回定期大会のご案内……………	36
●編集後記……………	36
●「税理士による推薦国会議員等及び後援会」名簿……………	37
●東京地方税理士政治連盟 役員構成一覧表……………	38
●神奈川県税理士政治連盟 役員構成一覧表……………	39
●山梨県税理士政治連盟 役職担当表……………	40



定期大会に向けて

東京地方税理士政治連盟

会長 三堀 孝夫

会員の皆様には常日頃、東京地方税理士政治連盟に対しまして、ご理解ご協力をいただき誠にありがとうございます。

昨年の7月14日に開催された第55回定期大会において会長に就任し早いもので1年が経過しようとしております。

この間新型コロナウイルス感染拡大により税政連活動もかなり制限されております。

振り返ってみますと、昨年の10月には第49回衆議院議員総選挙が実施されました。神奈川県19名、山梨県2名の候補を推薦し、「県税政連」「税理士による後援会」を中心に応援活動を行った結果16名の議員が当選を果たしました。

令和4年度税制改正法案につきましては、本年3月22日の参議院本会議で可決成立しました。この法案には8年ぶりとなる税理士法改正法案が含まれており税政連活動の成果として努力が実現したと考えております。

ただし本来の税制改正の要望については、消費税をはじめとする重要要望項目は取り上げられませんでした。新型コロナウイルスの感染拡大を言い訳とせず今後も成果が出せるよう引き続き強力な運動を展開していく所存であります。

その他の活動について、具体的には渉外活動、各種会議の開催、委員会活動、後援会活動等も冒頭に記載した通り必要最小限の活動にとどまらざるを得ませんでした。会報に記載されている大会の議案書で確認していただけたら幸いです。

本年の第56回定期大会は8月10日を予定しております。新型コロナウイルスの新規感染者数は、減少傾向にありますが、3年ぶりの制限なしの大型連休により感染拡大の恐れがないとは言えません。その推移を見ながら開催規模等を決定したいと思っておりますので今後の対応について会員の皆様のご理解ご協力よろしくお願いいたします。



定期大会に向けて

神奈川県税理士政治連盟

会長 鈴木 崇晴

令和3年7月に神奈川県税理士政治連盟(以下、県連)会長に就任してからはや一年が経過致しました。

この一年間を振り返ってみますと新型コロナウイルス感染に加えロシアのウクライナ侵攻と

いう新たな事態も生じ混沌とした多難な一年間ではございましたが会員の皆様方の理解と協力をいただけたことに感謝申し上げます。

また昨年の第49回衆議院議員総選挙並びに本年の第26回参議院議員通常選挙におきましても

各後援会の方々並びに会員の皆様方のご協力をいただいています事、感謝申し上げます。

私ども執行部は税理士ブランドの向上や税制改正に対する陳情活動を行ってまいりました。税制改正につきましては我々税理士が納得いくような結果が出せずに残念な思いをしております。税理士ブランドにつきましては外部監査人の登用等一定の成果が出せたと思っています。

また昨年は東京地方税理士政治連盟（以下、地区連）の規約改正に伴い地区連との整合性を図るため県連も大幅な改正をする予定となっております。

毎回同じことを申し上げるのは心苦しいのですが、活発な活動を行っていくには原資が必要

でございます。私ども執行部はギリギリの財政状況のなかで効果的に活動を行うよう努めてはいますが、外に向かっては国会議員の先生方、内に向かっては会員の皆様方とできるだけ意思の疎通を図っていくにあたり財政面からの制約を受けることが多々生じるのは非常に残念でございます。

何卒この苦衷を察して頂き多くの会員の皆様方が税政連に加入してくださることを切にお願い申し上げます。

最後になりましたが会員の皆様方の事業のご繁栄とご健勝を祈念いたしまして定期大会へ向けての県連会長挨拶とさせていただきます。



定期大会に向けて

山梨県税理士政治連盟

会長 砂田 俊二

会員の皆様には日頃より東京地方税理士政治連盟、山梨県税理士政治連盟の活動にご理解とご協力を頂き、誠にありがとうございます。

この1年の運動方針及び収支予算を決定し、意思統一を図る山梨県税理士政治連盟定期大会が6月15日に行われます。昨年はコロナ禍で人員削減ではありましたが大会場の甲府記念日ホテルに戻すことができ、本年は同規模のアピオ甲府にて開催することになりました。

今年7月には第26回参議院議員通常選挙があり、その直前の定期大会ですので国会議員の方々をお招きして、ぜひ懇親会を開催したいと考えておりましたがコロナ感染が終息していませんので、会員の来場制限は解きましたが懇親会の開催は断念いたしました。多くの会員のご出席をお待ちしております。会員組織率及び会費納

入率において全国屈指の95.64%を誇る山梨県連としては、本年度は少しずつ重要な交流の場を復活させていければと願っております。

参議院議員選挙におきましては、推薦候補の審査・決定した後、各後援会と連携を重ね推薦候補者全員が当選し、大きな成果を出すことが税政連の使命であります。同時に会員の皆様のご協力が不可欠となります。税理士会のためには是非とも宜しくお願い致します。

もう一つの重要な運動であります税制改正要望については、本年度も消費税インボイス方式の簡素化等の見直しを国会に対し強力に要望いたします。是非とも実現したいところです。

大会当日は各議案を慎重に審議することをお約束いたします。本年も税政連活動にご協力の程宜しくお願いいたします。

神奈川県税理士政治連盟 第56回定期大会議案書**第1号議案 令和3年度運動経過及び組織活動報告承認の件**令和3年度 運動経過及び組織活動報告〔令和3年4月1日から
令和4年3月31日まで〕**I 運動経過の概要**

本連盟は、令和3年7月14日開催の第55回定期大会において採択された運動方針及び組織活動方針に基づき、東京地方税理士政治連盟及び各支部並びに「税理士による後援会」との密接な連携のもと、会員相互の団結により、目標達成のための運動を展開した。

1. 選挙活動について**(1) 第49回衆議院議員選挙について**

令和3年10月31日投票の第49回衆議院議員選挙に当たっては、選挙期間中、「税理士による後援会」を軸として、衆議院議員推薦候補者19名に対し応援活動を行った。

この結果、選挙区で11名、比例区で3名、次の候補者が当選を果たした。

神奈川県選挙区

菅 義偉 (自 民)	鈴木 馨祐 (自 民)	笠 浩史 (立 民)
田中 和徳 (自 民)	小泉進次郎 (自 民)	阿部 知子 (立 民)
あかま二郎 (自 民)	河野 太郎 (自 民)	後藤 祐一 (立 民)
牧島かれん (自 民)	山際大志郎 (自 民)	

比例代表

三谷 英弘 (自 民)	甘利 明 (自 民)	義家 弘介 (自 民)
-------------	------------	-------------

(2) 横浜市長選挙

令和3年8月22日施行の横浜市長選挙に当たっては本連盟は1名の候補者を推薦したが当選には及ばなかった。

(3) 川崎市長選挙

令和3年10月31日施行の川崎市長選挙に当たっては本連盟は1名の候補者を推薦した。

選挙結果は、次のとおりであった。

川崎市長 福田 紀彦 当選

2. 令和4年度税制改正に関する陳情について**(1) 国会議員秘書との懇談会**

例年9月に税理士会館において開催している「国会議員秘書との懇談会」については、コロナ禍による大人数による集会自粛要請に基づいて中止とした。緊急かつ重要と思われる要望項目については、各後援会会長・幹事長に説明し、各後援会により議員秘書に説明、国会議員に対して要望項目への理解を求めることとした。

(2) 国会議員への陳情

例年10月に国会（議員会館）に集合して実施している、日本税理士政治連盟および東京地方税理士政治連盟と協調した国会陳情についても、上記秘書懇談会同様各後援会集合しての開催は見送り、各後援会単位で少人数により議員各位に対して「令和4年度税制改正に関する要望書」に基づき陳情を実施した。（各後援会とも実質的に地元陳情となった。）

【令和4年度税制改正に関する重点要望】

1. 適格請求書等保存方式を見直すとともに、その導入時期を延期すること。
2. 消費税の非課税取引の範囲を見直すこと。

3. 基礎的な人的控除のあり方を見直すとともに、所得計算上の控除から基礎控除へのシフトを進めること。
4. 「災害損失控除」を創設するとともに、相続時精算課税制度における受贈財産が災害により損失を受けた場合の救済措置を設けること。

3. 令和4年度神奈川県・横浜市・川崎市予算などに関する要望について

- (1) 「令和4年度神奈川県予算及び施策」に関して、次のとおり要望した。(要望書の提出)

令和4年度神奈川県予算要望ヒアリング (自民党神奈川県支部連合会)
 令和4年度神奈川県予算要望ヒアリング (立憲民主党・民権クラブ神奈川県議団)
 令和4年度神奈川県予算要望ヒアリング (公明党神奈川県議団)
 令和4年度神奈川県予算要望ヒアリング (県政会神奈川県議団)
 令和4年度神奈川県予算要望ヒアリング (日本共産党神奈川県議団)
 令和4年度神奈川県予算要望ヒアリング (かながわ県民・民主フォーラム)

- 【要望1】 新型コロナウイルス感染症の対応において、引き続き、必要な施策を継続することを要望する。
- 【要望2】 地方行政について、情報通信技術 (ICT) を活用するとともに、デジタル化及びデジタルトランスフォーメーション (DX) を進展させて、事務の効率化と住民サービスの質の向上に取り組むことを要望する。
- 【要望3】 水源環境保全税のあり方の検討を要望する。
- 【要望4】 神奈川県版「納税者権利憲章」を策定することを要望する。
- 【要望5】 租税教育推進のための更なる取組みを要望する。
- 【要望6】 個人住民税の特別徴収制度の見直しを要望する。
- 【要望7】 個人事業税における事業主控除額の引上げを要望する。
- 【要望8】 中小企業に対する税制の適切な措置を要望する。
- 【要望9】 中小企業制度融資をはじめとする中小企業政策の拡充を要望する。
- 【要望10】 民間非営利法人を育成する施策の実施を要望する。
- 【要望11】 包括外部監査人及び神奈川県指定特定非営利活動法人審査会の委員に税理士の引き続きの登用を要望する。また、監査委員、神奈川県地方税制等研究会及びその専門部会、地方独立行政法人の監事、その他税理士の職能を神奈川県のために発揮できる各種審議会等の委員に税理士の積極的な登用を要望する。

- (2) 「令和4年度横浜市予算及び施策」に関して、次のとおり要望した。(要望書の提出)

令和4年度横浜市予算要望ヒアリング (自民党横浜市支部連合会)

- 【要望1】 新型コロナウイルス感染症の対応において、引き続き、必要な施策を継続することを要望する。
- 【要望2】 地方行政について、情報通信技術 (ICT) を活用するとともに、デジタル化及びデジタルトランスフォーメーション (DX) を進展させて、事務の効率化と住民サービスの質の向上に取り組むことを要望する。
- 【要望3】 新型コロナウイルス感染症のための緊急措置として、横浜みどり税の課税を一定期間停止するとともに、森林環境税の課税徴収が実施される令和6年度までに、制度のあり方を検討することを要望する。
- 【要望4】 横浜市版「納税者権利憲章」を策定することを要望する。
- 【要望5】 租税教育推進のための更なる取組みを要望する。
- 【要望6】 個人住民税の特別徴収制度の見直しを要望する。
- 【要望7】 中小企業制度融資をはじめとする中小企業政策の拡充を要望する。
- 【要望8】 民間非営利法人を育成する施策の実施を要望する。
- 【要望9】 固定資産税の課税明細書に評価額の決定及び税額計算の過程を明示して、納税者が課税内容を理解し、確認できるように記載事項と様式の見直しを要望する。
- 【要望10】 横浜市の監査委員、外部監査制度に基づく監査人、横浜市市民活動推進委員会の委員、その他税理士の職能を横浜市のために発揮できる審議会等の委員に、税理士を積極的に登用するよう、引き続き要望する。

〈横浜市外部監査人に税理士の登用が決まった〉

- (3) 「令和4年度川崎市予算及び施策」に関して、次のとおり要望した。(要望書の提出)

令和4年度川崎市予算要望ヒアリング (自民党川崎市支部連合会)
 令和4年度川崎市予算要望ヒアリング (みらい川崎市議団)
 令和4年度川崎市予算要望ヒアリング (公明党川崎市議団)

- 【要望1】 新型コロナウイルス感染症の対応において、引き続き、必要な施策を継続することを要望する。
- 【要望2】 地方行政について、情報通信技術（ICT）を活用するとともに、デジタル化及びデジタルトランスフォーメーション（DX）を進展させて、事務の効率化と住民サービスの質の向上に取り組むことを要望する。
- 【要望3】 川崎市版「納税者権利憲章」を策定することを要望する。
- 【要望4】 租税教育推進のための更なる取組みを要望する。
- 【要望5】 個人住民税の特別徴収制度の見直しを要望する。
- 【要望6】 中小企業制度融資をはじめとする中小企業政策の拡充を要望する。
- 【要望7】 民間非営利法人を育成する施策の実施を要望する。
- 【要望8】 固定資産税の課税明細書に評価額の決定及び税額計算の過程を明示して、納税者が課税内容を理解し、確認できるように記載事項と様式の見直しを要望する。
- 【要望9】 川崎市の監査委員、外部監査制度に基づく監査人、NPO法人の指定についての審議を行う第三者委員会の委員、その他税理士の職能を川崎市のために発揮できる審議会等の委員に、税理士を積極的に登用するよう、引き続き要望する。

4. 「税理士による後援会」組織の拡充・強化の支援について

- (1) 後援会の総会及び役員会等に役員が出席し、後援会活動を支援するとともに、「税理士による後援会会長・幹事長会」を開催し、「税理士による後援会」の組織の拡充・強化に協力した。
また、各後援会に対し活動補助金を交付し、財政援助を行った。
- (2) 「税理士による後援会」総会開催に当たっては祝金を贈呈し、後援会活動活性化の支援を行った。
- (3) 本年度の本連盟役員の出席した後援会活動は、次のとおり。

年 月 日	内 容	会 場
令和 3. 6.14	税理士による鈴木けいすけ後援会 定期総会	新横浜グレイスホテル
7.13	税理士によるごとう祐一後援会 定期総会	厚木アーバンホテル
7.21	税理士による福田紀彦後援会 定期総会	各事務所（Zoom）
12. 7	三浦のぶひろ・佐々木さやか合同総会及び上田勇を励ます会	ホテル横浜キャメロットジャパン

5. 財政基盤の確立について

東京地方税理士会で開催される税理士証票伝達式に出席し、新規登録者に入会勧奨を行い、税政連支部長に対し未加入者の入会勧奨をお願いするなどして、税政連の組織率向上に努めた。

また毎年赤字決算となっている状況を打開すべく、収入面においては新入会員の会費徴収を促し、未収納者からの回収を検討し増収に努めた。一方、支出面においては出来得る限り削減を計った。

令和3年度の会費収納率は、55.97%であった。

(令和2年度 56.50% 令和1年度 58.00% 平成30年度 58.38% 平成29年度 58.65%)

6. 税政連の広報活動について

東京地方税理士政治連盟機関誌の発行に対する協力

東京地方税理士政治連盟機関誌「東京地方税政連」第94号、第95号及び第96号の発行に協力して、当連盟における国と神奈川県と市町村に対する税政連活動及び「税理士による後援会」の活動報告及び組織率向上に向けた広報活動を行った。

Ⅱ 渉外事項（省略） Ⅲ 各機関の審議概況（省略） Ⅳ 各委員会の活動状況（省略） Ⅴ その他の活動に関する事項（省略）

第2号議案 令和3年度収支決算承認の件

令和3年度 収支計算書〔令和3年4月1日から
令和4年3月31日まで〕

収入の部

(単位：円)

科 目	予 算 額	決 算 額	差引増減	摘 要
1. 会 費	31,645,000	31,172,000	473,000	
2. 寄 付 金	950,000	1,159,361	△ 209,361	林文子後援会解散返戻金 309,361 円
3. 受取利息	1,000	51	949	
当年度収入合計	32,596,000	32,331,412	264,588	
前年度繰越金	16,295,004	16,295,004	0	
収 入 合 計	48,891,004	48,626,416	264,588	

支出の部

(単位：円)

科 目	予 算 額	決 算 額	差引増減	摘 要
1. 政治活動費				
(1) 組織活動費				
大 会 費	500,000	280,019	219,981	
会 議 費	1,300,000	891,443	408,557	
組 織 拡 充 費	300,000	30,360	269,640	
交 際 費	550,000	291,500	258,500	
渉 外 費	500,000	252,000	248,000	
議 会 対 策 費	400,000	0	400,000	
文 書 印 刷 費	80,000	47,395	32,605	
通 信 費	30,000	38,167	△ 8,167	
旅 費 交 通 費	300,000	54,940	245,060	
雑 費	50,000	50,760	△ 760	
小 計	4,010,000	1,936,584	2,073,416	
(2) 選挙関係費				
選 挙 対 策 費	2,100,000	1,936,340	163,660	
小 計	2,100,000	1,936,340	163,660	
(3) 機関紙誌の発行				
その他の事業費				
広 報 費	500,000	500,000	0	
小 計	500,000	500,000	0	
(4) 寄付・交付金				
分 担 金	18,564,000	18,564,000	0	4,000 円 × 4,641 名
寄 付 金	2,660,000	1,860,000	800,000	後援会活動補助金
交 付 金	1,582,000	1,558,600	23,400	1,860,000 円
小 計	22,806,000	21,982,600	823,400	
計	29,416,000	26,355,524	3,060,476	
2. 経常経費				
(1) 事務所費	5,400,000	5,400,000	0	
(2) 交通費	5,000	0	5,000	
(3) 事務消耗品費	20,000	19,333	667	
(4) 備品等購入費	20,000	0	20,000	
計	5,445,000	5,419,333	25,667	
3. 予備費	14,030,004	0	14,030,004	
計	14,030,004	0	14,030,004	
当年度支出合計	48,891,004	31,774,857	17,116,147	
当年度収支差額	0	556,555	△ 556,555	
次年度繰越金	*****	16,851,559	*****	

正味財産増減計算書〔令和3年4月1日から
令和4年3月31日まで〕

(単位：円)

科 目	金 額	金 額
I 増加の部		
1. 資産増加額		
当年度収支差額	556,555	
増加額合計		556,555
II 減少の部		
1. 資産減少額		
当年度収支差額	0	
減少額合計		0
当年度正味財産減少額		556,555
前年度繰越正味財産額		16,295,004
当年度正味財産合計額		16,851,559

貸借対照表〔令和4年3月31日現在〕

(単位：円)

科 目	金 額	科 目	金 額
I 流動資産		I 流動負債	0
1. 現 金	100,959	II 固定負債	0
2. 普通預金	13,750,600		
3. 定期預金	3,000,000		
流動資産合計	16,851,559	負 債 合 計	0
		III 正味財産	
		1. 正味財産	16,851,559
		(うち当年度正味財産減少額)	(556,555)
資 産 合 計	16,851,559	負債及び正味財産合計	16,851,559

財産目録〔令和4年3月31日現在〕

資産の部

(単位：円)

科 目	内 訳	金 額
現金・預金	現金手許金	100,959
	普通預金 かながわ信用金庫 横浜営業部	13,750,600
	定期預金 かながわ信用金庫 横浜営業部	3,000,000
小 計		16,851,559
合 計		16,851,559

負債の部

(単位：円)

科 目	内 訳	金 額
		0
合 計		0

(単位：円)

差引純資産	16,851,559
-------	------------

監査報告書

神奈川県税理士政治連盟規約第23条第1項の規定により、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの会計を監査したところ、正確かつ妥当なことを認めます。

令和4年4月18日

神奈川県税理士政治連盟

会計監事 林 部 正 明 ㊞

会計監事 坂 口 昌 男 ㊞

第3号議案 令和4年度運動方針決定の件**令和4年度 運動方針 (案)**〔令和4年4月1日から
令和5年3月31日まで〕**I 運動方針**

本連盟は、税理士の社会的地位の向上を目指し、東京地方税理士政治連盟の運動方針に則り、税理士会の施策実現に向けて、支部との連携を強め、会員相互の団結により、われわれが推薦する国会議員等の後援活動を推進して、挙会体制により政治力を強化し次に掲げる目標達成のための運動を強力に展開する。

- 1 進展する社会の要請に応え得る税理士制度の確立
- 2 公正で合理的な租税制度の確立
- 3 税理士の社会的地位の向上と権益の確保、拡充

II 重点運動

上記方針(案)に基づき、本連盟の目的を達成するため、国会その他政治機関との意思の疎通を図るとともに、推薦国会議員等の後援会をはじめ、あらゆる機会を通じて日常の政治活動を行うこととし、更なる税理士制度発展のために次の重点運動を強力に推進する。

- 1 令和5年度税制改正に対し納税者の立場からの幅広い議論が行われるよう、また、中小企業に過重な負担をもたらす改正が行われることのないよう、強力な運動を行う。
- 2 会務及び組織の活性化を図り、組織強化と財政確立のための強力な運動を行う。
- 3 納税者の信頼に応え得る更なる税理士制度の発展に向けて、強力な運動を行う。また、次の税理士法改正に向けての議論を注視する。
- 4 規制改革、TPP、FTA等の資格制度に係る改革の動向を注視し、税理士業務の無償独占と税理士会への強制入会制堅持のため強力な運動を行う。
- 5 納税環境整備を始めた公正かつ時代に対応した税制の確立及び税務行政改善のための強力な運動を行う。
- 6 地方公共団体の監査委員制度・外部監査制度・不服申立機関(第三者機関)及び審理員制度、地方独立行政法人制度、成年後見制度等の公益的業務への参入及びNPO法人の支援に係る強力な運動を行う。
- 7 中小企業の活性化に資する政策が実現するための強力な運動を行う。
- 8 公職選挙法及び政治資金規正法に係る諸問題について、適切に対処する。
- 9 政府の災害関連税制等に対して税理士の職能を活かした実務に即した提言を行う等、強力な運動を行う。

第4号議案 令和4年度組織活動方針決定の件**令和4年度 組織活動方針 (案)**〔令和4年4月1日から
令和5年3月31日まで〕

令和4年度運動方針(案)に基づき、各委員会において次の目標達成のための活動を強力に推進する。

I 政策委員会

- 1 本年度の運動方針(案)に基づき、具体的政策を企画立案する。
- 2 政策を検討する。

II 財務委員会

- 1 財政の充実強化を図る。
- 2 各支部の協力を得て、会費収納に努める。

III 組織委員会

- 1 組織活動の統一強化を図る。
- 2 東京地方税理士政治連盟との連絡調整を図る。
- 3 税政連各支部との連絡強化を図り、会員へのタイムリーな情報発信により活性化を図る。
- 4 研修会を開催する等諸施策を実施する。
- 5 税理士法人の社員税理士及び所属税理士の本連盟への加入促進を図る。
- 6 国会見学会等を企画する。

IV 議会対策委員会

- 1 東京地方税理士政治連盟が企画する国会対策活動に積極的に協力する。

- 2 地方選出国會議員及び地方議員等への陳情活動及び交流活動を積極的に行う。
- 3 運動方針に必要な活動を企画立案し、具体的運動を実施する。
- 4 推薦国會議員等に税政連活動への理解と積極的な協力をいただくよう努める。

V 選挙対策委員会

- 1 選挙対策を立案し、推薦候補者に対し、後援会とともに積極的な応援活動を展開する。
- 2 公職選挙法及び政治資金規正法の理解と選挙に対する正しい知識の普及に努める。

VI 広報委員会

- 1 神奈川県税理士政治連盟の広報誌（神奈川県税政連だより）を随時発行する。
- 2 東京地方税理士政治連盟の機関誌の発行に協力し、本連盟活動の情報提供に努める。

VII 後援会対策委員会

- 1 税理士による後援会の組織及びその活動に関する諸施策を積極的に推進する。
- 2 税理士による後援会に対する支援について協議し、諸施策を実施する。
- 3 組織委員会が企画する国会見学会等の事業に協力する。

VIII 支部長・支部幹事長会

- 1 支部における税理士政治連盟の活動を活発にするための施策を実施し、会員の本連盟に対する認識の徹底を図る。
- 2 支部における組織強化に関する施策を協議・検討する。
- 3 支部における会費収納に関する施策を協議・検討する。
- 4 支部に係る地元の税理士による後援会に対する支援について協議・検討する。

第5号議案 令和4年度収支予算決定の件

令和4年度 収支予算書（案）〔令和4年4月1日から 令和5年3月31日まで〕

収入の部

(単位：円)

科目	令和4年度予算額	令和3年度予算額	差引増減	摘要
1. 会費	31,650,000	31,645,000	5,000	12,000円×4,686名×0.5597(注1・注2) 6,000円×30名(注3)
2. 寄付金	1,250,000	950,000	300,000	後援会設立補助金4人 (東京地方税理士政治連盟分担金) 200,000円 選挙陣中見舞金21人 (東京地方税理士政治連盟分担金) 1,050,000円
3. 受取利息	1,000	1,000	0	
当年度収入合計	32,901,000	32,596,000	305,000	
前年度繰越金	16,851,559	16,295,004	556,555	
収入合計	49,752,559	48,891,004	861,555	

支出の部

(単位：円)

科目	令和4年度予算額	令和3年度予算額	差引増減	摘要
1. 政治活動費				
(1) 組織活動費				
大会費	850,000	500,000	350,000	
会議費	1,500,000	1,300,000	200,000	
組織拡充費	300,000	300,000	0	
交際費	550,000	550,000	0	
渉外費	1,000,000	500,000	500,000	
議会対策費	400,000	400,000	0	
文書印刷費	80,000	80,000	0	
通信費	30,000	30,000	0	
旅費交通費	300,000	300,000	0	
雑費	50,000	50,000	0	
小計	5,060,000	4,010,000	1,050,000	衆議院選挙17名×100,000円=1,700,000円

第6号議案 神奈川県税理士政治連盟規約一部改正の件

規約一部改正 (案)

神奈川県税理士政治連盟規約を次のとおり改正する。

(改正理由)

第55回定期大会において、東京地方税理士政治連盟（以下、「地区連」という）規約の一部改正が決議されたことに伴い神奈川県税理士政治連盟の規約の見直しを検討した結果、地区連規約との整合性を計るため規約改正が必要である。

規約改正新旧対照表(案)

規約一部改正(案)

改正案		現 行		備考
目次		目次		
第2章 役員 (第6条-第17条)		第2章 執行機関 (第6条-第18条)		(新設)
第3章 執行機関 (第18条-第23条)		第3章 大会 (第19条-第22条)		(変更)
第4章 大会 (第24条-第27条)		第4章 その他の機関 (第23条-第25条)		(変更)
第6章 その他の機関 (第29条-第32条)		第5章 役員及び委員等の任期 (第26条-第29条)		(削除)
(削除)				
第5章 審議機関 (第28条)				(新設)
第7章 事務局 (第33条)				(新設)
第8章 会費及び財務 (第34条-第39条)		第6章 会費及び会計 (第30条-第35条)		(変更)
第9章 雑則 (第40条)		第7章 雑則 (第36条)		(変更)
改正		改正		
令 4.8.10				(追加)
第1章 総則		第1章 総則		
(目的)		(目的)		
第4条 本連盟は、東京地方税理士政治連盟の方針を踏まえ、税理士の社会的、経済的地位の向上を図るとともに、民主的税理士制度及び租税制度並びに税務行政を確立するため、必要な政治活動を行うことを目的とする。		第3条 本連盟は、税理士の社会的、経済的地位の向上を図るとともに、民主的税理士制度及び租税制度を確立するため必要な政治活動を行うことを目的とする。		(変更)
(組織)		(組織)		
第3条 (略)		第4条 (略)		(変更)
2 本連盟は、東京地方税理士会 <small>の</small> 神奈川県内にある支部ごとに支部を設ける。		2 本連盟は、東京地方税理士会神奈川県内にある支部ごとに支部を設ける。		(追加)
3 (略)		3 (略)		(略)
(事業)		(事業)		
第5条 (略)		第5条 (略)		(略)
(1) (略)		一 (略)		(変更)
(2) (略)		二 (略)		(変更)
(3) (略)		三 (略)		(変更)
(4) (略)		四 (略)		(変更)
(5) (略)		五 (略)		(変更)
(6) 会員に対する情報の提供及び機関紙 <small>誌</small> の発行		六 会員に対する情報の提供及び機関紙の発行		(変更)
(7) (略)		七 (略)		(追加)
				(変更)

改正案	現行	備考
<p>第2章 役員 (役員) 第6条 (略) <u>(1)</u> (略) <u>(2)</u> (略) <u>(3)</u> (略) <u>(4)</u> (略) <u>(5)</u> (略) <u>(6)</u> (略) <u>(7)</u> (略)</p> <p>(役員を選任) 第14条 役員は、役員候補者選考委員会(以下「役員選考委員会」という)で選ばれた候補者につき、大会において選任する。(ただし、第6条(6)に該当する者を除く。)</p> <p>2 役員候補者の選考は、役員選考委員会において事前に行うことができる。なお、選考につき必要な事項は、役員候補者選考規程による。</p> <p>3 役員の増員の場合及び役員に欠員が生じて補充の場合(代行者がない場合)については、<u>幹事会</u>において選任することができる。</p> <p>4 <u>やむを得ない事情により役員選考委員会を開催することが困難である場合においては、書面による議決を行うことができる。</u></p> <p>(会長) 第7条 (略)</p> <p>(副会長) 第8条 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、<u>会長の職務を代行する。</u></p> <p>(幹事長) 第9条 幹事長は、会長を補佐し、会務の執行を行い、その職務に属する事項で重要と認めるものについては、会長に裁断を求めなければならない。</p> <p>(副幹事長) 第10条 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故あるときは、その職務を代行する。<u>なお、副幹事長の内から、幹事長代理を若干名置くことができる。</u></p> <p>(幹事) 第11条 幹事は、会務執行に関する審議に参画する。</p>	<p>第2章 執行機関 (役員) 第6条 (略) 一 (略) 二 (略) 三 (略) 四 (略) 五 (略) 六 (略) 七 (略)</p> <p>(役員を選任) 第7条 役員は、大会において選任する。(ただし、第6条第6号に該当する者を除く。)</p> <p>2 役員候補者の選考は、<u>役員候補者選考委員会(略称・役員選考委員会)</u>において事前に行うことができる。なお、選考につき必要な事項は、役員候補者選考規則による。</p> <p>3 役員の増員の場合及び役員に欠員が生じて補充の場合(代行者がない場合)については、<u>正副会長正副幹事長会</u>において選任することができる。</p> <p>(会長) 第8条 (略)</p> <p>(副会長) 第9条 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは会長の職務を行う。</p> <p>(幹事長) 第10条 幹事長は、会長を補佐し、<u>会務を執行する。</u> 2 <u>幹事長は、その職務に属する事項で重要と認めるものについては、会長に裁断を求めなければならない。</u></p> <p>(副幹事長) 第11条 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故あるときは、その職務を代行する。 2 副幹事長の内から、幹事長代理を若干名置くことができる。</p>	<p>(移動・変更) (新設)</p> <p>(略)</p> <p>(変更)</p> <p>(変更)</p> <p>(変更)</p> <p>(変更)</p> <p>(変更)</p> <p>(変更)</p> <p>(変更)</p> <p>(変更)</p> <p>(変更)</p> <p>(追加)</p> <p>(削除) (変更)</p> <p>(変更)</p> <p>(新設)</p> <p>(変更)</p> <p>(追加)</p> <p>(追加)</p> <p>(変更)</p> <p>(追加) (削除)</p> <p>(新設) (新設)</p>

改正案	現 行	備考
(支部長幹事)		(新設)
第12条 支部長幹事は、本連盟の各支部長が就き、各支部税政連の諸施策を行う。		(新設)
(会務の執行)		(新設)
第13条 会長及び幹事長は、会務の執行に当たっては法令若しくはこの規約の規定又は大会並びに幹事会の決議に反することができない。		(新設)
第3章 執行機関		(移動先)
(正副会長正副幹事長会)	(正副会長正副幹事長会) (28人以内)	(削除)
第18条 (略)	第12条 (略)	(変更)
2 正副会長正副幹事長会は、会務に属する事項につき協議する。	2 正副会長正副幹事長会は、会務に属する事項につき審議決定する。	(変更)
3 (略)	3 (略)	(略)
第5章 審議機関		(新設)
(幹事会)	(幹事及び幹事会)	(削除)
第28条 (略)	第13条 (略)	(変更)
2 幹事会は、会務の執行に関する重要事項につき審議決定する。	2 幹事会は、会務に属する重要事項につき審議決定する。	(変更)
3 幹事会は、会長が招集し、これを主宰する。	3 幹事会は、幹事長が招集し、これを主宰する。	(変更)
4 幹事会は、構成員の2分の1以上が出席しなければ、開くことができない。		(新設)
5 幹事会の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは議長が決すところによる。		(新設)
6 やむを得ない事情により幹事会を開催することが困難である場合においては、書面による議決をすることができる。		(新設)
(委員会)	(委員会)	
第19条 本連盟の事業遂行を有効適切かつ迅速ならしめるため、次の委員会を置く。	第14条 本連盟の事業遂行を有効適切かつ敏速ならしむるため、次の委員会を置く。	(変更)
(1) (略)	一 (略)	(変更)
(2) (略)	二 (略)	(変更)
(3) (略)	三 (略)	(変更)
(4) (略)	四 (略)	(変更)
(5) (略)	五 (略)	(変更)
(6) (略)	六 (略)	(変更)
(7) (略)	七 (略)	(変更)
(8) 支部長・支部幹事長会		(新設)
2 (略)	2 (略)	(略)
(委員会の職務)	(委員会の職務)	
第20条 (略)	第15条 (略)	(変更)
(1) 政策委員会 本連盟の基本政策及び諸施策を企画立案する。	一 政策委員会は、本連盟の基本政策を企画樹立する。	(変更)
(2) 財務委員会 本連盟の財政の確立強化と健全な運営を図る。	二 財務委員会は、本連盟の財政の確立強化と健全な運営を図る。	(追加)
(3) 組織委員会 本連盟の組織活動を強化するための諸施策を行う。	三 組織委員会は、本連盟の組織活動を統一かつ強化するための諸施策を行う。	(変更)
(4) 議会対策委員会 本連盟の事業完遂のため国会活動への具体的活動を推進する。	四 議会対策委員会は、本連盟の事業完遂のため国会及び地方議会への具体的活動を推進する。	(削除)
(5) 選挙対策委員会 本連盟の選挙対策を企画立案し、推進する。	五 選挙対策委員会は、本連盟の選挙対策を企画立案し、推進する。	(変更)

改正案	現行	備考
(6) 広報委員会 本連盟の目的達成のため、情報収集及び機関紙誌の発行、その他の広報活動を推進する。	六 広報委員会は、本連盟の目的達成のため、情報の収集及び機関紙の発行その他の広報活動を推進する。	(変更) (追加)
(7) 後援会対策委員会 本連盟の推薦国会議員等の後援会活動を強化するための諸施策を行う。	七 後援会対策委員会は、推薦国会議員等の後援会活動を強化するための諸施策を行う。	(変更) (追加)
(8) 支部長・支部幹事長会 本連盟の各支部税政連の活動を活発にするための諸施策を行う。		(新設)
(委員会の組織) 第21条 (略)	(委員会の組織) 第16条 (略)	(変更) (追加)
2 原則として、委員長は副幹事長のうちから、副委員長は幹事のうちから、委員は会員のうちから、それぞれ幹事会の議を経て、会長が委嘱する。	2 委員長は副幹事長のうちから、副委員長は幹事のうちから、委員は会員のうちから、それぞれ幹事会の議を経て、会長が委嘱する。	
(委員会の運営) 第22条 (略)	(委員会の運営) 第17条 (略)	(変更) (略)
2 (略)	2 (略)	
第7章 事務局 (事務局)	(事務局)	(新設)
第33条 (略)	第18条 (略)	(変更) (略)
2 (略)	2 (略)	
第4章 大会 (大会)	第3章 大会 (大会)	(変更)
第24条 (略)	第19条 (略)	(変更) (追加)
2 定期大会は、毎年1回幹事会の議を経て会長がこれを招集する。	2 定期大会は、毎年1回会長がこれを招集する。	
3 会長が必要と認めるときは、臨時大会を招集することができる。	3 会長は、必要と認めるときは、臨時大会を招集することができる。	(変更)
4 (略)	4 (略)	(略)
(大会における議決権)	(大会出席の排除)	(変更)
第25条 会費納入のない会員は、大会において議決権を行使できない。ただし、大会の参加を妨げるものではない。	第20条 会費を納入しない会員は、大会に出席することができない。	(変更) (追加)
(大会の議事)	(大会の議事)	(変更) (略) (新設)
第26条 (略)	第21条 (略)	
2 (略)	2 (略)	
3 大会の議事及び運営その他については、幹事会で決める。		
(大会の議決事項)	(大会の議決事項)	(変更)
第27条 (略)	第22条 (略)	(変更)
(1) 役員(第6条(6)に該当する者を除く。)の選任	一 役員(第6条第六号に該当する者を除く。)の選任	(変更)
(2) (略)	二 (略)	(変更)
(3) 規約等の改正	三 規約の改正	(変更) (追加)
(4) (略)	四 (略)	(変更)
(5) その他会務に関する重要事項	五 その他会務に関する事項	(変更) (追加)

改正案	現行	備考
<p>第6章 その他の機関 (会計監事)</p> <p>第29条 経理を監査するため、<u>会計監事を置き、その監査の結果について</u>定期大会に報告する。</p> <p>2 会計監事は、本連盟の他の役員を兼ね、又は使用人となることができない。</p> <p>3 会計監事は、<u>その求めるところにより、本連盟の会務執行に関する会議に出席し、意見を述べる</u>ことができる。ただし、表決に加わることはできない。</p> <p>(顧問及び相談役)</p> <p>第30条 (略)</p> <p>2 顧問及び相談役は、<u>幹事会の議を経て、</u>会長が委嘱する。</p> <p>3 顧問及び相談役の任期は役員に準ずる。</p> <p>(推薦審査会)</p> <p>第31条 本連盟に推薦審査会(以下「審査会」という)を置き、衆議院議員、参議院議員並びに地方公共団体の議会議員及び首長の各選挙に際し、候補者の推薦につき審査決定する。</p> <p>2 審査会の構成員は、<u>幹事会に諮り、</u>会長が委嘱する。</p> <p>3 推薦審査会長は会長が委嘱する。</p> <p>4 推薦審査副会長は<u>同会長</u>が委嘱する。</p> <p>5 推薦審査会長は、審査会を招集し、議長としてその運営にあたる。</p> <p>6 推薦審査会副会長は、推薦審査会長を補佐し、<u>推薦審査会長に 事故ある時は、その職務を代行する。</u></p> <p>7 審査会の議事は、出席者の過半数で決し、<u>可否同数のときは議長 の決するところによる。</u></p> <p>8 やむを得ない事情により審査会を開催することが困難である場合に <u>おいては、書面による議決をすることができる。</u></p> <p>9 審査会構成員の任期は役員に準ずる。</p> <p>(特別な機関)</p> <p>第32条 会長は、必要に応じ幹事会の議を経て、<u>臨時に特別な機関を設けることができる。</u></p> <p>(役員任期)</p> <p>第15条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p>	<p>第4章 その他の機関 (会計監事)</p> <p>第23条 会計監事は、<u>会計を監査し、その結果について</u>定期大会に報告する。</p> <p>2 会計監事は、本連盟の他の役員を兼ね、又は、使用人となることができない。</p> <p>3 会計監事は、<u>任意に本連盟の会務執行に関する会議に出席して意見を述べる</u>ことができる。ただし、表決に加わることはできない。</p> <p>(顧問及び相談役)</p> <p>第24条 (略)</p> <p>2 顧問及び相談役は、<u>正副会長正副幹事長会に諮って</u>会長が委嘱する。</p> <p>(推薦審査会)</p> <p>第25条 本連盟に推薦審査会を置き、衆議院議員、参議院議員並びに地方公共団体の議会議員及び首長の各選挙に際し、候補者の推薦につき会長の諮問に<u>応ずる。</u></p> <p>2 推薦審査会の構成員は、<u>正副会長正副幹事長会に諮って</u>会長が委嘱する。</p> <p>3 推薦審査会長及び同副会長は、<u>推薦審査会において互選する。ただし、推薦審査会長は副会長のうちから選考する。</u></p> <p>第5章 役員及び委員等の任期 (役員任期)</p> <p>第26条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p>	<p>(変更)</p> <p>(追加) (変更)</p> <p>(削除)</p> <p>(変更)</p> <p>(変更) (新設)</p> <p>(変更) (追加) (削除) (新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(削除)</p> <p>(変更) (略) (略)</p>

改正案	現 行	備考
<p>(役員の任期の特例) 第16条 (略) (1) (略) (2) (略)</p>	<p>(役員の任期の特例) 第27条 (略) 一 (略) 二 (略)</p>	<p>(変更) (変更) (変更)</p>
<p>(委員の任期) 第23条 各委員会の委員長、副委員長及び委員の任期については<u>役員</u>の任期に準ずる。</p>	<p>(委員等の任期) 第28条 前2条の規定は、委員(推薦審査会の構成員を含む。以下同じ。)並びに顧問及び相談役の任期について準用する。</p>	<p>(削除) (変更) (追加)</p>
<p>(任期満了後の役員の職務) 第17条 任期が満了した役員は、新たに選任される役員が就任するまでは、引き続きその職務を行う。</p>	<p>(任期満了後の役員等の職務) 第29条 任期が満了した役員又は委員は、新たに選任される役員が就任するまでは、引き続きその職務を行う。</p>	<p>(削除) (変更) (追加)</p>
<p>第8章 会費及び財務 (経費) 第34条 (略)</p>	<p>第6章 会費及び会計 (経費) 第30条 (略)</p>	<p>(変更) (変更)</p>
<p>(会費) 第35条 (略) 2 (略)</p>	<p>(会費) 第31条 (略) 2 (略)</p>	<p>(変更) (略)</p>
<p>(交付金) 第36条 本連盟は、各支部及び税理士による推薦国会議員等後援会に交付金等を交付する。</p>	<p>(交付金) 第32条 本連盟は、<u>正副会長正副幹事長会</u>に諮って各支部及び税理士による推薦国会議員等後援会に交付金等を交付する。</p>	<p>(削除)</p>
<p>(寄付金) 第37条 本連盟は、本連盟の目的達成に賛同する個人及び政治団体等から寄付金を受けすることができる。</p>	<p>(寄付金) 第33条 本連盟は、本連盟の目的達成に賛同する個人及び団体から寄付金を受けすることができる。</p>	<p>(変更) (追加)</p>
<p>(予算及び決算) 第38条 (略)</p>	<p>(予算及び決算) 第34条 (略)</p>	<p>(変更)</p>
<p>(事業及び会計年度) 第39条 (略)</p>	<p>(事業及び会計年度) 第35条 (略)</p>	<p>(変更)</p>
<p>第9章 雑則 (規約の改正) 第40条 (略)</p>	<p>第7章 雑則 (規約の改正) 第36条 (略)</p>	<p>(変更) (変更)</p>
<p>附 則 本規約は、昭和42年1月9日から施行する。</p>	<p>附 則(昭和42年1月9日) 本規約は、昭和42年1月9日から施行する。</p>	<p>(削除)</p>
<p>附 則 本規約は、昭和43年5月24日から施行する。</p>	<p>附 則(昭和43年5月24日) 本規約は、昭和43年5月24日から施行する。</p>	<p>(削除)</p>
<p>附 則 本規約は、昭和48年9月4日から施行する。 但し、第34条の規定は昭和48年7月1日から施行する。</p>	<p>附 則(昭和48年9月4日) 本規約は、昭和48年9月4日から施行する。 但し、第34条の規定は昭和48年7月1日から施行する。</p>	<p>(削除)</p>
<p>附 則 本規約は、昭和52年9月17日から施行する。</p>	<p>附 則(昭和52年9月17日) 本規約は、昭和52年7月1日から施行する。</p>	<p>(削除) (変更)</p>
<p>附 則 この改正規定は、昭和53年9月5日から施行する。</p>	<p>附 則(昭和53年9月5日) この改正規定は、昭和53年9月5日から施行する。</p>	<p>(削除)</p>

改正案	現行	備考
<p>附 則 平成7年7月4日に決議された、この改正規約は、平成7年7月5日から施行する。</p>	<p>附 則 この改正規約は、平成7年7月5日から施行する。</p>	(追加)
<p>附 則 1 平成16年8月24日に決議された、この改正規定は、平成17年4月1日から施行する。ただし、第6条、第12条、第13条、第14条第2項、第24条第2項、第25条及び第32条の改正規定は、施行日以後初めて招集される定期大会の日（平成17年7月開催見込）から適用し、当該日の間までは、各々改正前6条、第12条、第13条、第14条第2項、第27条第2項、第28条及び第35条のとおり、なお従前の例による。</p>	<p>附 則（平成16年8月24日） 1 この改正規定は、平成17年4月1日から施行する。ただし、第6条、第12条、第13条、第14条第2項、第24条第2項、第25条及び第32条の改正規定は、施行日以後初めて招集される定期大会の日（平成17年7月開催見込）から適用し、当該日の間までは、各々改正前6条、第12条、第13条、第14条第2項、第27条第2項、第28条及び第35条のとおり、なお従前の例による。</p>	(削除) (追加)
<p>2 (略)</p>	<p>2 (略)</p>	
<p>附 則 この改正規約は、平成19年8月22日から施行する。</p>	<p>附 則（平成19年8月22日） 1 この改正規約は、平成19年8月22日から施行する。</p>	(削除)
<p>附 則 この改正規約は、平成21年7月9日から施行する。</p>	<p>附 則（平成21年7月9日） 1 この改正規約は、平成21年7月9日から施行する。</p>	(削除)
<p>附 則 この改正規約は、平成22年8月20日から施行する。</p>	<p>附 則（平成22年8月20日） 1 この改正規約は、平成22年8月20日から施行する。</p>	(削除)
<p>附 則 この改正規約は、平成24年7月12日から施行する。</p>	<p>附 則（平成24年7月12日） 1 この改正規約は、平成24年7月12日から施行する。</p>	(削除)
<p>附 則 この改正規約は、平成27年7月9日から施行する。</p>	<p>附 則（平成27年7月9日） 1 この改正規約は、平成27年7月9日から施行する。</p>	(削除)
<p>附 則 この改正規約は、令和4年8月10日から施行する。 ただし、第14条2項は役員候補者選考規則が規程に改定された後より施行する。</p>		(新設)

第7号議案 神奈川県税理士政治連盟規則一部改正の件

規則一部改正 (案)

神奈川県税理士政治連盟規則を次のとおり改正する。

(改正理由)

第6号議案における神奈川県税理士政治連盟の規約の改正にあわせて、その整合性のため役員候補者選考規則について改正が必要である。

役員候補者選考規則 改正新旧対照表(案)

規則一部改正(案)

改正案		現 行	備考
表題	役員候補者選考規程	役員候補者選考規則 (平成19年8月22日 改正)	(変更) (削除)
	(趣旨)	(趣旨)	
	第1条 この選考規程は、本連盟規約第14条第2項の規定により、大会において選任される役員の候補者(以下「役員候補者」という。)を事前に選考し大会の運営を円滑にならしめるように定めるものである。	第1条 この選考規則は、本連盟規約第7条第2項の規定により、大会において選任される役員の候補者(以下「役員候補者」という。)を事前に選考し大会の運営を円滑にならしめるように定めるものである。	(変更)
	(役員選考委員会の構成)	(選考方)	(削除)
	第2条 役員選考委員会は、会長、副会長、幹事長、副幹事長及び支部長幹事並びに顧問をもって構成する。	第2条 役員候補者は役員選考委員会において選考する。ただし、会長及び幹事長候補者は、選考委員の無記名投票による多数決により決定する。	(削除)
	2 役員選考委員会に委員長1名、副委員長2名を置き、 <u>会長が委嘱する。</u>	(役員選考委員会の構成)	(変更)
	3 (略)	第3条 役員選考委員会は、会長、副会長、幹事長、副幹事長及び支部長幹事(本連盟の支部長)並びに顧問をもって構成する。	(削除)
	4 (略)	2 役員選考委員会に委員長1名、副委員長2名を置き <u>役員選考委員会において互選する。</u>	(変更)
	5 <u>役員選考委員会は、構成員の2分の1以上が出席しなければ、開くことができない。委任状による出席、又は代理出席は認めないものとする。</u>	3 (略)	
	(役員候補者の選考)	4 (略)	(追加)
	第3条 役員候補者の選考は、会長、幹事長、副会長、副幹事長、幹事、会計監事の順により行う。	(役員候補者の選考)	
	(役員候補者の意見)	第4条 役員候補者の選考は、会長、副会長、幹事長、副幹事長、幹事、会計監事の順により行う。	(変更)
	第4条 (略)	(役員候補者の意見)	
	(選考委員会への委任)	第5条 (略)	(変更)
	第5条 (略)	(選考委員会への委任)	
	(規程の改廃)	第6条 (略)	(変更)
	第6条 この規程の改廃は幹事会において行う。	(規則の改廃)	
		第7条 この規定の改廃は大会の議決による。	(変更)

改正案		現行	備考
附 則		附 則 (14.7.9)	(削除)
附 則 この改正規則は、平成16年8月24日から施行する。		附 則 (16.8.24) この改正規定は、平成16年8月24日から施行する。	(削除) (変更)
附 則 この改正規則は、平成19年8月22日から施行する (改正理由) 総務廃止に伴う条文の整備である。		附 則 (19.8.22) この改正規定は、平成19年8月22日から施行する (改正理由) 総務廃止に伴う条文の整備である。	(削除) (変更)
附 則 この改正規程は、令和4年8月10日から施行する。			(新設) (新設)

第8号議案 大会決議採択の件

東京地方税理士政治連盟と同じにつき省略。



東京地方税理士政治連盟 第56回定期大会議案書**第1号議案 令和3年度運動経過及び組織活動報告承認の件****令和3年度 運動経過及び組織活動報告**〔令和3年4月1日から
令和4年3月31日まで〕**I 運動経過の概要**

本連盟は、日本税理士政治連盟（以下「日税政」という。）の運動方針に則り、税理士の社会的地位の向上と、東京地方税理士会（以下「税理士会」という。）の基本施策の実現のため、第55回定期大会で決定した運動方針及び組織活動方針に基づき、神奈川県及び山梨県税理士政治連盟（以下「県税政連」という）、並びに税理士による国会議員後援会等（以下「税理士による後援会」という）の協力を得て、各種施策・運動等をコロナ禍の中、感染予防対策を万全にして実施した。

令和4年度税制改正については、日税政の作成した要望書をもとに税理士業界の意見を推薦国会議員をはじめとする関係各方面に要望し、そのうち特に緊急かつ重要と思われる項目については重点的に陳情した。

1 選挙活動について**(1) 第49回衆議院議員選挙について**

令和3年10月31日投票の第49回衆議院議員選挙について、令和2年12月24日開催の第1回推薦審査会において、神奈川県19名、山梨県2名の推薦候補者を推薦し、「県税政連」「税理士による後援会」を中心として応援活動を行った結果下記の者が当選を果たした。

【神奈川選挙区】

菅 義偉（自 民）	鈴木 馨祐（自 民）	笠 浩史（立 民）
田中 和徳（自 民）	小泉進次郎（自 民）	阿部 知子（立 民）
あかま二郎（自 民）	河野 太郎（自 民）	後藤 祐一（立 民）
牧島かれん（自 民）	山際大志郎（自 民）	

【山梨選挙区】

中谷 真一（自 民）	堀内 詔子（自 民）
------------	------------

【比例代表】

三谷 英弘（自 民）	甘利 明（自 民）	義家 弘介（自 民）
------------	-----------	------------

(2) 横浜市長選挙

令和3年8月22日施行の横浜市長選挙にあたり、本連盟は1名の候補者を推薦し「県税政連」「税理士による後援会」を中心に応援活動を行ったが、当選には及ばなかった。

(3) 川崎市長選挙

令和3年10月31日施行の川崎市長選挙にあたり、本連盟は1名の候補者を推薦した。
選挙結果は、次のとおりであった。

川崎市長	福田 紀彦	当選
------	-------	----

2 重点運動について

重点運動1 令和4年度税制改正に対し納税者の立場からの幅広い議論が行われるよう、また、中小企業に過重な負担をもたらす改正が行われることのないよう、強力な運動を行う。

(1) 本連盟は、令和4年度の税制改正に対して、日税政、日本税理士会連合会（以下「日税連」という。）の作成した要望書をもとに陳情した。特に緊急かつ重要と思われる次の4項目について重点的に陳情した。（資料1. P14参照）

【令和4年度税制改正に関する重点要望】

1. 適格請求書等保存方式を見直すとともに、その導入時期を延期すること。
2. 消費税の非課税取引の範囲を見直すこと。
3. 基礎的な人的控除のあり方を見直すとともに、所得計算上の控除から基礎控除へのシフトを進めること。
4. 「災害損失控除」を創設するとともに、相続時精算課税制度における受贈財産が災害により損失を受けた場合の救済措置を設けること。

(2) 本連盟は、「県税政連」と「税理士による後援会」の協力を得て、税制改正に関する要望の実現に向けて、次のとおり事前の後援会会長会を開催し、その後国会議員への地元陳情を実施した。

① 「国会議員秘書との懇談会」の開催について

神奈川県税政連、山梨県税政連においては、コロナ感染拡大防止の観点から開催しなかった。

	神奈川県税政連	山梨県税政連
年月日		
場 所	コロナ感染拡大防止の為	コロナ感染拡大防止の為
出席者	開催を見合わせた。	開催を見合わせた。

② 国会議員への陳情について

神奈川県税政連、山梨県税政連は、コロナ感染拡大防止の観点から、議員会館での陳情は行わず、各後援会で地元陳情を実施した。

	神奈川県税政連	山梨県税政連
年月日		
場 所	コロナ感染拡大防止の為各	コロナ感染拡大防止の為各
出席者	後援会で地元陳情を行った。	後援会で地元陳情を行った。

(3) 陳情活動により、次のような成果が得られた。

要望項目のうち令和4年度税制改正大綱で検討事項を含め採り上げられた主な項目は、以下の通りである。

- ① 少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置の延長（令和4年度要望書7）
- ② 交際費等の損金不算入制度の見直し（令和4年度要望書13）
- ③ 財産債務調書の提出期限等の見直し（令和4年度要望書28）

また、個人所得課税については、所得再分配及び多様な働き方の観点から、相続税・贈与税については世代間の公平課税等の観点から、引き続き検討されることとされた。

しかしながら、消費税を始めとする重要要望項目はとりあげられなかった。特に消費税にかかる改正要望については抜本的かつ更なる効果的な方法が必要である。

国民・納税者の視点に立った税制が確立されるよう、また中小企業に過重な負担をもたらす改正が行われることのないよう、今後も強力な運動を展開する必要がある。

重点運動2 会務及び組織の活性化を図り、組織強化と財政確立のための強力な運動を行う。

(1) 組織の運営について

本連盟は、日税政の方針をすみやかに県税政連に伝え、税理士会をはじめ関連諸機関との連絡・調整を密にして、県税政連が活発な政治活動を行えるよう支援した。

(2) 財政状況と財政基盤の確立について

本年度の分担金の収納は、会員及び県税政連の理解と協力により予算と同額の収入であった。県税政連の収納率は、神奈川県税政連は55.97%、山梨県税政連は95.64%であり、特に神奈川県税政連においては収納率の減少が危機的状況にある。神奈川県税政連会員の税政連に対する理解を高めるよう努力し、前年に引き続き支出の節減に努めた。

(3) 税政連活動の情報提供について

本連盟は、政治意識の高揚を図るため、各委員会、税理士証票伝達式等各种会合をはじめ、後援会の活動、国会陳情など政治の実践の場を通して、情報の収集・提供を行い、税政連組織の拡充・強化に努めた。

機関誌「東京地方税政連」を第94号から第96号まで3回発行し、税政連活動に関する情報を会員に提供した。

(4) 会務・組織の活性化について

会務・組織の活性化については、特に加入率拡大に重点を置き、税理士会との連携を強化することが重要であるという認識に立ち、引き続き同会の調査研究部と制度部の会議に出席し、情報や意見の交換を密にした。

重点運動3 納税者の信頼に応え得る更なる税理士制度の発展に向けて、強力な運動を行う。
また、次の税理士法改正に向けての議論を注視する。

令和4年3月22日、8年ぶりとなる税理士法改正が実現した。今回の改正は、経済社会のデジタル化や、税理士試験受験者数の減少への対応など数多くの重要な見直しが行われた。

税理士制度が国民・納税者に、より一層の信頼される制度として将来にわたり維持発展していくために、引き続き次の税理士法改正に向けての議論を注視していく必要がある。

重点運動4 規制改革、TPP、FTA等の資格制度に係る改革の動向を注視し、税理士業務の無償独占及び税理士会への強制入会制堅持のため強力な運動を行う。

規制・制度改革については、その動向を注視し、情報の収集に努めた。

重点運動5 納税環境整備を始めとした公正かつ時代に対応した税制の確立及び税務行政改善のための強力な運動を行う。

日税連及び日税政が意見提出等の対応を行い、多くの要望が反映された行政不服審査法関連三法案が平成26年6月6日参議院本会議で可決成立した。さらに、その附帯決議「有識者から成る第三者機関及び審理員制度の運用に当たっては、権利利益の救済について実効性を担保できるよう、適切な人材を選任すること。特に地方公共団体において、各団体の実情を踏まえつつ、申立の分野に応じた高い専門性を有する人材が確保できるよう格別の配慮を行うこと。」を受けて、地方公共団体に対して第三者機関及び審理員に税理士の選任を要望した。

重点運動6 地方公共団体の監査委員制度・外部監査制度・不服申立機関（第三者機関）及び審理員制度、地方独立行政法人制度、成年後見制度等の公益的業務への参入及びNPO法人の支援に係る強力な運動を行う。

令和4年度の神奈川県・横浜市・川崎市の予算及び施策に関する要望について各政党（党派）のヒアリングにおいて、地方公共団体に対して包括外部監査人や監査委員等に税理士を積極的に登用するよう要望した。また、税理士の職能を地方公共団体のために発揮できるよう各種審議会等の委員に税理士の積極的な登用を要望した。（資料2、P16参照）

※横浜市外部監査人に税理士の登用が決まった

重点運動7 中小企業の活性化に資する政策が実現するための強力な運動を行う。

重点運動1.により、中小企業に過重な負担をもたらす税制改正が行われることのないよう運動した結果、一定の成果が得られた。

重点運動8 公職選挙法及び政治資金規正法に係る諸問題について、適切に対処する。

政政治資金規正法に関する日税政の研修に参加し、より一層のコンプライアンスを徹底するよう周知した。

重点運動9 政府の災害関連税制等に対して税理士の職能を活かした実務に即した提言を行なう等、強力な運動を行う。

II 渉外事項（政党・議員等に関する事項）（省略）

III 各機関の審議概況（省略）

IV 各委員会の活動状況（省略）

V 対外活動（省略）

第2号議案 令和3年度収支決算承認の件

令和3年度 収支計算書〔令和3年4月1日から
令和4年3月31日まで〕

収入の部

(単位：円)

科 目	予 算 額	決 算 額	差引増減	摘 要
1. 分 担 金	19,796,000	19,796,000	0	4,949名(令和3.4.1現在) 神奈川県税理士政治連盟 4,641名 18,564,000円 山梨県税理士政治連盟 308名 1,232,000円
2. 寄 付 金	625,000	1,328,550	△ 703,550	大会祝金 30,000円 日本税理士政治連盟 国会議員等後援会総会助成金 75,000円 後援会会長連絡会議助成金 100,000円 組織強化助成金 495,700円 衆議院議員総選挙対策助成金 380,000円 税理士法改正陳情助成金 247,850円
3. 受 取 利 息	1,000	684	316	
4. 事 務 受 託 収 入	5,400,000	5,400,000	0	神奈川県税理士政治連盟より
5. 雑 収 入	1,050,000	1,050,000	0	広告掲載料 他
当年度収入合計	26,872,000	27,575,234	△ 703,234	
前年度繰越金	25,096,483	25,096,483	0	
収 入 合 計	51,968,483	52,671,717	△ 703,234	

支出の部

(単位：円)

科 目	予 算 額	決 算 額	差引増減	摘 要
1. 政 治 活 動 費				
(1) 組 織 活 動 費				
大 会 費	500,000	258,984	241,016	
会 議 費	1,000,000	549,367	450,633	
渉 外 費	1,000,000	438,000	562,000	
国 会 対 策 費	50,000	0	50,000	
組 織 拡 充 費	150,000	7,060	142,940	
慶 弔 費	150,000	30,000	120,000	
文 書 印 刷 費	50,000	57,594	△ 7,594	
通 信 費	100,000	45,166	54,834	
旅 費 交 通 費	500,000	82,640	417,360	
雑 費	50,000	35,192	14,808	
小 計	3,550,000	1,504,003	2,045,997	
(2) 選 挙 関 係 費				
選 挙 対 策 費	1,300,000	1,015,714	284,286	
小 計	1,300,000	1,015,714	284,286	
(3) 機 関 誌 の 発 行				
そ の 他 の 事 業 費				
広 報 費	3,200,000	3,010,183	189,817	
小 計	3,200,000	3,010,183	189,817	
(4) 寄 付 ・ 交 付 金				
寄 付 金	5,988,800	5,948,400	40,400	(注1)
交 付 金	500,000	500,000	0	(注2)
小 計	6,488,800	6,448,400	40,400	
計	14,538,800	11,978,300	2,560,500	

科 目	予 算 額	決 算 額	差引増減	摘 要
2. 経 常 経 費				
(1) 事 務 所 費	15,000,000	13,304,862	1,695,138	
(2) 交 通 費	20,000	2,100	17,900	
(3) 事 務 消 耗 品 費	200,000	224,328	△ 24,328	
計	15,220,000	13,531,290	1,688,710	
3. 予 備 費	22,209,683	0	22,209,683	
計	22,209,683	0	22,209,683	
当年度支出合計	51,968,483	25,509,590	26,458,893	
当年度収支差額	0	2,065,644	△ 2,065,644	
次年度繰越金	*****	27,162,127	*****	

(注1) 日本税理士政治連盟 分担金
1,200円×4,957名(令和3.7.1現在) 5,948,400円

(注2) 山梨県税理士政治連盟 特別交付金 500,000円

正味財産増減計算書〔令和3年4月1日から
令和4年3月31日まで〕

(単位：円)

科 目	金 額	
I 増加の部		
1. 資産増加額		
当年度収支差額	2,065,644	
増加額合計		2,065,644
II 減少の部		
1. 資産減少額		
当年度収支差額	0	
減少額合計		0
当年度正味財産増加額		2,065,644
前年度繰越正味財産額		26,021,733
当年度正味財産合計額		28,087,377

貸借対照表〔令和4年3月31日現在〕

(単位：円)

科 目	金 額	科 目	金 額
I 流動資産		I 流動負債	0
1. 現 金	288,573		
2. 普 通 預 金	26,873,554	II 固定負債	0
3. 郵 便 貯 金	0		
流動資産合計	27,162,127	負債合計	0
II 固定資産			
1. 差入保証金	895,250	III 正味財産	
2. 出 資 金	30,000	1. 正味財産	28,087,377
固定資産合計	925,250	(うち当年度正味財産増加額)	2,065,644
資 産 合 計	28,087,377	負債及び正味財産合計	28,087,377

財産目録〔令和4年3月31日現在〕

資産の部

(単位：円)

科 目	内 訳	金 額
現 金・預 金	現金手許金	288,573
	普通預金 かながわ信用金庫 横浜営業部	26,873,554
	郵便貯金 (00280-6-137715)	0
小 計		27,162,127
差入保証金	(株)税理士会館	895,250
出 資 金	かながわ信用金庫	30,000
小 計		925,250
合 計		28,087,377

負債の部

(単位：円)

科 目	内 訳	金 額
		0
合 計		0

(単位：円)

差 引 純 資 産		28,087,377
-----------	--	------------

監 査 報 告 書

東京地方税理士政治連盟規約第28条第1項の規定により、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの会計を監査したところ正確かつ妥当なことを認めます。

令和4年4月18日

東京地方税理士政治連盟

会計監事 丸 山 孝 佳 ㊞

会計監事 宇久田 進 治 ㊞

第3号議案 令和4年度運動方針決定の件

令和4年度 運動方針 (案)〔令和4年4月1日から
令和5年3月31日まで〕

I 運動方針

本連盟は、税理士の社会的地位の向上を目指し、日本税理士政治連盟の運動方針に則り、税理士会の施策実現に向けて、県税政連との連携を強め、会員相互の団結により、われわれが推薦する国会議員等の後援活動を推進して、挙会体制により政治力を強化し次に掲げる目標達成のための運動を強力に展開する。

- 1 進展する社会の要請に応え得る税理士制度の確立
- 2 公正で合理的な租税制度の確立
- 3 税理士の社会的地位の向上と権益の確保、拡充

II 重点運動

上記方針(案)に基づき、本連盟の目的を達成するため、国会その他政治機関との意思の疎通を図るとともに、推薦国会議員等の後援会をはじめ、あらゆる機会を通じて日常の政治活動を行うこととし、更なる税理士制度発展のために次の重点運動を強力に推進する。

- 1 令和5年度税制改正に対し納税者の立場からの幅広い議論が行われるよう、また、中小企業に過重な負担をもたらす改正が行われることのないよう、強力な運動を行う。
- 2 会務及び組織の活性化を図り、組織強化と財政確立のための強力な運動を行う。
- 3 納税者の信頼に応え得る更なる税理士制度の発展に向けて、強力な運動を行う。また、次の税理士法改正に向けての議論を注視する。

- 4 規制改革、TPP、FTA等の資格制度に係る改革の動向を注視し、税理士業務の無償独占と税理士会への強制入会制堅持のため強力な運動を行う。
- 5 納税環境整備を始めとした公正かつ時代に対応した税制の確立及び税務行政改善のための強力な運動を行う。
- 6 地方公共団体の監査委員制度・外部監査制度・不服申立機関（第三者機関）及び審理員制度、地方独立行政法人制度、成年後見制度等の公益的業務への参入及びNPO法人の支援に係る強力な運動を行う。
- 7 中小企業の活性化に資する政策が実現するための強力な運動を行う。
- 8 公職選挙法及び政治資金規正法に係る諸問題について、適切に対処する。
- 9 政府の災害関連税制等に対して税理士の職能を活かした実務に即した提言を行う等、強力な運動を行う。

第4号議案 令和4年度組織活動方針決定の件

令和4年度 組織活動方針（案）〔令和4年4月1日から 令和5年3月31日まで〕

令和4年度運動方針（案）に基づき、各委員会において次の目標達成のための活動を強力に推進する。

一 政策委員会

- 1 本年度運動方針（案）に基づき、具体的政策を策定する。
- 2 本連盟の長期的政策を検討する。
- 3 組織の円滑な運営と県税政連の政治活動を支援する。
- 4 東京地方税理士会との連絡調整を図る。

二 財務委員会

- 1 本連盟の財政の健全化を図る。

三 組織委員会

- 1 本連盟の組織活動の統一強化を図る。
- 2 日税政及び県税政連との連絡調整を図る。
- 3 会員の増強を積極的に図る。
- 4 県税政連の組織充実強化のための諸施策を支援する。

四 国対委員会

- 1 日税政が企画する国会対策活動に積極的に協力する。
- 2 推薦国会議員等の懇談会を企画実施する。
- 3 国会議員等への陳情活動を積極的に行う。
- 4 推薦国会議員等に税政連活動への理解と積極的な協力をいただけるよう努める。

五 選対委員会

- 1 本連盟の選挙対策を企画立案し、具体的運動を実施する。
- 2 各選挙区毎に推薦候補者に対する積極的な応援運動を展開する。
- 3 公職選挙法及び政治資金規正法の理解と選挙に対する正しい知識の普及に努める。

六 広報委員会

- 1 本連盟の機関誌を発行し情報の提供を行う。
- 2 日税政の機関紙の発行に積極的に協力し、本連盟の活動情報の提供に努める。

七 後援会対策委員会

- 1 税理士による後援会の組織及びその活動に関する諸施策を積極的に推進する。
- 2 税理士による後援会に対する支援について協議し、諸施策を実施する。

第5号議案 令和4年度収支予算決定の件

令和4年度 収支予算書(案)〔令和4年4月1日から
令和5年3月31日まで〕

収入の部

(単位：円)

科 目	令和4年度予算額	令和3年度予算額	差引増減	摘 要
1. 分 担 金	19,988,000	19,796,000	192,000	(注1) <内訳> 神奈川県税理士政治連盟 4,686名 18,744,000円 山梨県税理士政治連盟 311名 1,244,000円
2. 寄 付 金	1,329,700	625,000	704,700	日本税理士政治連盟 助成金 1,219,700円 大会祝金 110,000円
3. 受 取 利 息	1,000	1,000	0	
4. 事 務 受 託 収 入	5,400,000	5,400,000	0	神奈川県税理士政治連盟より
5. 雑 収 入	1,050,000	1,050,000	0	広告掲載料
当年度収入合計	27,768,700	26,872,000	896,700	
前年度繰越金	27,162,127	25,096,483	2,065,644	
収 入 合 計	54,930,827	51,968,483	2,962,344	

支出の部

(単位：円)

科 目	令和4年度予算額	令和3年度予算額	差引増減	摘 要
1. 政 治 活 動 費				
(1) 組 織 活 動 費				
大 会 費	3,300,000	500,000	2,800,000	
会 議 費	1,000,000	1,000,000	0	
渉 外 費	1,500,000	1,000,000	500,000	
国 会 対 策 費	50,000	50,000	0	
組 織 拡 充 費	150,000	150,000	0	
慶 弔 費	150,000	150,000	0	
文 書 印 刷 費	100,000	50,000	50,000	
通 信 費	100,000	100,000	0	
旅 費 交 通 費	750,000	500,000	250,000	
雑 費	50,000	50,000	0	
小 計	7,150,000	3,550,000	3,600,000	
(2) 選 挙 関 係 費				
選 挙 対 策 費	1,450,000	1,300,000	150,000	
小 計	1,450,000	1,300,000	150,000	
(3) 機 関 誌 の 発 行 その他の事業費				
広 報 費	3,500,000	3,200,000	300,000	
小 計	3,500,000	3,200,000	300,000	
(4) 寄 付 ・ 交 付 金				
寄 付 金	6,196,400	5,988,800	207,600	(注2)
交 付 金	500,000	500,000	0	(注3)
小 計	6,696,400	6,488,800	207,600	
計	18,796,400	14,538,800	4,257,600	
2. 経 常 経 費				
(1) 事 務 所 費	17,000,000	15,000,000	2,000,000	
(2) 交 通 費	20,000	20,000	0	
(3) 事 務 消 耗 品 費	250,000	200,000	50,000	
計	17,270,000	15,220,000	2,050,000	

科 目	令和4年度予算額	令和3年度予算額	差引増減	摘 要
3. 予 備 費 計	18,864,427	22,209,683	△ 3,345,256	
	18,864,427	22,209,683	△ 3,345,256	
当年度支出合計	54,930,827	51,968,483	2,962,344	
当年度収支差額	△ 27,162,127	△ 25,096,483	△ 2,065,644	
次年度繰越金	0	0	0	

(注1) 神奈川県・山梨県税理士政治連盟からの分担金

4,000円×4,997名(令和4.4.1現在) = 19,988,000円

(注2) 日本税理士政治連盟への分担金

1,200円×4,997名(令和4.4.1現在) = 5,996,400円

(実際には令和4.7.1現在の税理士会会員数で分担する。)

神奈川県税理士政治連盟

後援会設立助成金 50,000円×4件 = 200,000円

(注3) 山梨県税理士政治連盟

特別交付金 500,000円

第6号議案 大会決議採択の件

大 会 決 議

税理士の社会的地位の向上と権益の確保、拡充を図るとともに、国民のための税理士制度及び租税制度を確立するため、次のとおり決議する

- 一、 われわれは、税理士制度の発展と、納税者のための真の代表を国会に送るため強力な運動を展開する。
- 一、 われわれは、納税者に信頼される税理士制度の確立を目指して強力な運動を展開する。
- 一、 われわれは、公正な税制の確立及び税務行政改善のための強力な運動を展開する。
- 一、 われわれは、税制改正に際し、中小企業に過重な負担をもたらすことのないよう強力な運動を展開する。
- 一、 われわれは、規制改革、TPP等の資格制度に係る改革の動向を注視し、税理士業務の無償独占及び税理士会への強制入会制の堅持のための強力な運動を展開する。
- 一、 われわれは、税理士の業務及び職域に重大な影響を及ぼす動向に対して強力な運動を展開する。
- 一、 われわれは、税理士の使命に則り、税理士の公益的業務への更なる参加ができるよう強力な運動を展開する。

以上決議する。

令和4年8月10日

東京地方税理士政治連盟
第56回 定期大会

税政連とは？

この会報97号で掲載しました以下の文章は、藤沢支部の小山内光雄東京地方税理士政治連盟前副会長が新入会員票証伝達式において新入会員に税理士政治連盟を紹介、説明した際の際の原稿です。次ページの今年2月に成立しました税理士法改正の記事と合わせ、税理士政治連盟の活動を理解し再認識していただくために掲載いたしました。是非読んでいただきたいと思います。なお、伝達式で使用しました資料は掲載していません。

このたびは、税理士会入会、誠におめでとうございます。

私は東京地方税理士政治連盟副会長の小山内光雄と申します。所属は藤沢支部です。本日は税理士政治連盟についてお話しさせていただきます。

皆さんは各業界に「政治連盟」という組織があるのはご承知のことと思います。医師会、歯科医師会、また、公認会計士協会、行政書士会といった士業にも政治連盟がございます。税理士会も同様でございます。税理士会と税理士政治連盟は車の両輪に例えられておりますことを、まずもってご理解頂きたいと思っております。

それでは税理士と政治の関わりについてお話しさせていただきます。税理士会は税理士法で「建議権」が与えられております。事前に配付いたしました資料の中にあります「税政連のしおり」をご用意ください。1ページをお開きいただきまして左のページの一番下に「建議権」と書いてあります。条文が出ていますので読んでみます。

『税理士法第49条の11: 税理士会は税務行政その他租税又は税理士に関する制度について、権限のある官公署に建議し、又はその諮問に答申することができる。』と規定されており、税理士会は税制改正要望について国に建議しています。どのような方法で取り組んでいるかと申しますと、例年7月頃に税理士会各支部に税制改正に関しての意見を求めます。そして東京地方税理士会調査研究部がその意見をとりまとめ、税制改正意見書を作り、日税連の調査研究部がその意見書を取りまと

めて税制改正意見書を作成します。同様に全国15単位会から税制改正意見書が日税政に送られてきます。昨年(令和2年)は8月7日に令和3年度税制改正に関する建議書を提出し、8月15日付の日税連機関紙『税理士界』に報告されました。税制改正の建議はお手元にはないと思いますが、このような日税連が作成した建議書の概要があります。それから今年度は新型コロナウイルスの感染症の影響に伴う税制改正に関する建議として、一定の期間について特例措置の創設を要望しております。建議書は五つの視点として、まず一つは公平な税負担、二つ目に理解と納得のできる税制、三つ目に適正な事務負担、四つ目に時代に適合する税制、五つ目に透明な税務行政を基本的な視点として検討し、とりまとめております。この建議書は権限のある官公署、すなわち財務大臣、財務省主税局長、国税庁長官、総務大臣、総務省自治税務局長、それに経済産業大臣、中小企業庁長官に提出しています。

税政連の出番はここからです。普通ですとこの要望を実現すべく運動します。しかし税理士会は税理士法に定められた特別法人ですので政治活動は出来ません。したがって税理士会とは別組織の「税理士政治連盟」が政治活動を行っています。別組織だからといって重要ではないということではありません。冒頭申し上げたように税理士会と車の両輪ということです。税政連の活動は税理士会の要望を実現するために活動しておりますので、税理士自身が自らの手で要望実現していくためには、全ての税理士に税政連に入会していた

だきたいと思います。数は力です。ただ税理士会は強制加入ですが、税政連は政治資金規正法に関する政治団体ですから、強制加入とはいきません。各支部での説明会の折に入会の意思を確認させて頂いております。

お手元にオレンジ色のリーフレット、東京地方税理士政治連盟の令和3年度税制改正に関する要望のうち、特に重要な5項目とございますが、是非ともお目通しいただきたいと思います。これは日税連の全部で32項目の要望のうちの特に重要な5項目として取り上げておりますのでお目通しください。

もう一つ、水色のチラシがあります。このようなチラシですが、税理士会組織と税政連組織図の横に、神奈川県税理士政治連盟、それから山梨県税理士政治連盟があり、又その横に税理士による国会議員の後援会があります。法律が決まるのは国会ですので地元選出の国会議員とのパイプは極めて大事で、我々の要望を伝え理解していただくことに注力しております。税理士会のこれまでの要望であります、「消費税の軽減税率反対・単一税率

維持」につきましては、昨年はコロナの関係もあり国会陳情には行けませんでした。後援する国会議員に地元陳情を展開しております。

最後になりますが税政連は特定の政党を支持するのではなく、全国で75,000人を超える税理士が強制加入する税理士会の要望を実現するために設立された政治団体であり、いわば『税理士党』として様々な活動を行なっている団体ですので、是非とも入会をお願いいたします。会費は年間12,000円、月1,000円。支部での説明会の折にお支払いいただければ入会となります。年の途中入会者は3月まで月割となります。本日は国税出身の登録者もいらっしゃると思いますが、現職の時は政治活動が規制されており、目が向いておられなかったかもしれませんが、本日から自由人です。実は私も国税OBです。今、こうして税理士会、税政連に関わっております。どこかでお目にかかることがあるかと思いますが、その節はよろしく願いいたします。本日は入会、誠にありがとうございました。



税理士法改正案が成立

税理士業務の電子化、受験資格要件の見直しなど13項目

令和2年3月22日、参議院本会議で、税理士法改正法案を含む「所得税法等の一部を改正する法律案」が賛成多数で可決され成立した。日本税理士政治連盟並びに単位税理士政治連盟、日本税理士会連合会、税理士による国会議員等後援会と連携して実現に向け活動した成果が結実した。

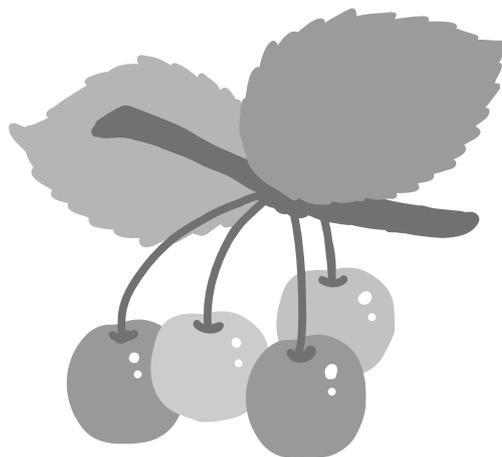
税理士法改正法案を含む税制改正法案は、昨年12月24日に閣議決定され1月25日に国会(衆議院)に提出、2月22日に衆議院を通過、3月4日に参議院財政金融委員会に付託され、3月22日に参議院本会議において参議院財政金融委員長から委員会における法案審査についての報告があった後、同税制改正法案が採決され、賛成多数で可決・成立した。

改正法では、コロナ後の新しい社会を見据え、税理士の業務環境や納税環境の電子化、受験資格要件の見直しなど、税理士を取り巻く状況の変化に的確に対応した改正となった。今後は、本年4月1日から各改正項目が段階的に施行されることになる。3月22日の参議院本会議には日税政の太田直樹会長、東京地方税理士政治連盟からは三堀孝夫会長をはじめ日税政役員、日税連関係役員が傍聴、同法案の成立を見届けた。

見直しされる税理士制度は次のとおり。

- (1) 税理士の業務の電子化等の推進
- (2) 税理士事務所の該当性の判定基準の見直し
- (3) 税務代理の範囲の明確化
- (4) 税理士会の総会等の招集通知及び議決権の行使の委任の電子化
- (5) 税理士名簿等の作成方法の明確化
- (6) 税理士試験の受験資格要件の緩和
- (7) 税理士法人制度の見直し
- (8) 懲戒処分を受けるべきであったことについての決定制度の創設等
- (9) 懲戒処分等の除斥期間の創設
- (10) 税理士法に違反する行為又は事実に関する調査の見直し
- (11) 税理士が申告書に添付することができる計算事項、審査事項等を記載した書面に関する様式の整備
- (12) 税理士試験受験願書等に関する様式の整備
- (13) その他所要の措置を講ずる

(日本税政連新聞4月1日号より)



2022年度 会・各支部・関連諸機関等定期総会日程

開催日	支部等	会場
6/2 (木)	保土ヶ谷	ホテルプラム横浜
6/6 (月)	戸 塚	ホテル横浜キャメロットジャパン
	川崎南	川崎日航ホテル
	鎌倉	鎌倉プリンスホテル
	厚 木	レンブラントホテル厚木
6/7 (火)	神奈川	新横浜グレイスホテル
	大 和	レンブラントホテル海老名
6/8 (水)	鶴 見	ホテル横浜キャメロットジャパン
6/9 (木)	緑	新横浜プリンスホテル
	川崎北	ホテル精養軒
	平 塚	平塚プレジール
	相模原	レンブラント東京町田
6/10 (金)	横浜南	ホテル横浜キャメロットジャパン
	川崎西	川崎西税理士会館 ホテルモリノ
	横須賀	セントラルホテル
	小田原	小田原三の丸ホール
6/15 (水)	山梨県会 山梨県税政連 甲 府	アピオ甲府タワー館
6/17 (金)	藤 沢	湘南クリスタルホテル
	大 月	ホテル鐘山苑
6/20 (月)	横浜中央	ローズホテル横浜

〈関連諸機関等〉

6/3 (金)	データ通信	税理士会館
6/14 (火)	関信税政連	ザ・キャピトルホテル東京
6/14 (火)	協同組合	横浜ロイヤルパークホテル
6/22 (水)	本 会	甲府記念日ホテル
6/27 (月)	NPO サポートセンター	税理士会館
8/5 (金)	千葉県税政連	オークラ千葉ホテル
8/10 (水)	東京地方税政連	税理士会館
	神奈川県税政連	
9/20 (火)	東京税政連	京王プラザホテル東京
9/29 (木)	日 税 政	The Okura Tokyo
11/7 (月)	税理士会館	税理士会館

国会議員税務支援視察

中谷 真一（自民山梨1区）
2月3日（木） 甲府市総合市民会館

中谷議員が予算審議の合間をぬって視察に来ていただいたことに感謝します。

中谷議員のコメント

『コロナ禍の中で密にならないように、事前予約制度を取り入れたことに感心しました。e-taxの更なる推進のためにも納税者に対して、何らかのインセンティブが必要ですね』



税政連だより

東京地方税政連活動

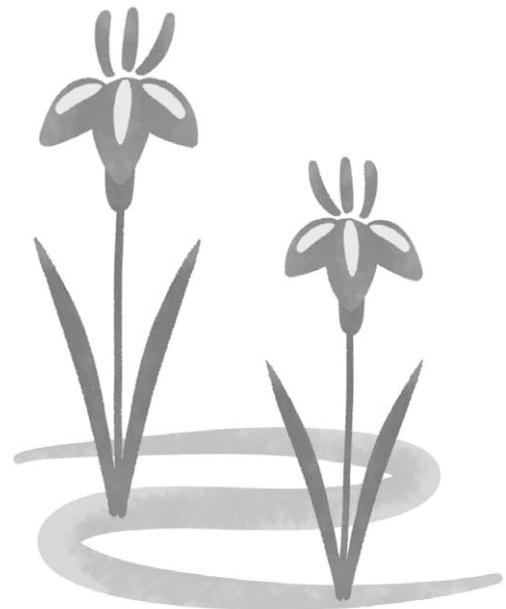
- | | |
|--|---|
| <p>令4.1. 7 令和4年賀詞交歓会（関連諸機関共催）
／横浜ベイシェラトンホテル&タワーズ</p> <p>2. 1 会務打合せ会／税理士会館2階事務局</p> <p>2.10 事務局職員連絡会議（web会議）／各事務局</p> <p>2.21 衆議院議員田中和徳「新春の集い」／川崎日航ホテル</p> <p>3.18 衆議院議員笠ひろふみ政経懇話会／ANA インターコンチネンタル東京</p> <p>3.23 第1回正副会長幹事長打合せ会
第4回正副会長正副幹事長会
第4回幹事会 合同会議
第4回推薦審査会／税理士会館8階</p> <p>3.29 鈴木馨祐衆議院議員を励ます会／ホテル・ルポール麴町</p> <p>3.30 牧山ひろえモーニングセミナー（web参加）／新橋駅前ビル1号館</p> <p>4. 1 会務打合せ会／税理士会館2階事務局</p> <p>4. 8 地区連 第1回財務委員会／税理士会館2階事務局</p> <p>4.11 片山さつき 政経セミナー／ホテルニューオータニ</p> <p>4.12 「税理士会データ通信」ゴルフコンペ／磯子カンツリークラブ</p> | <p>4.13 第1回推薦審査会（書面決議）</p> <p>4.14 志公会と語る夕べ／ホテルニューオータニ</p> <p>4.18 会計監査
新年度予算検討会議／税理士会館2階ホール会議室</p> <p>4.27 本会 第1回支部長会／税理士会館8階会議室</p> <p>4.28 会務打合せ会／税理士会館2階事務局</p> <p>5. 2 第2回証票伝達式／税理士会館8階</p> <p>5. 9 浅尾慶一郎国政を語る!!／川崎日航ホテル</p> <p>5.10 第2回広報委員会／税理士会館2階事務局</p> <p>5.11 第2回推薦審査会（書面決議）</p> <p>5.16 地区連・県連 正副会長・幹事長打合せ会／税理士会館3階会議室</p> <p>5.16 地区連 第1回正副会長正副幹事長会
第1回幹事会 合同会議
第3回推薦審査会
／税理士会館8階会議室</p> <p>5.20 三原じゅん子さんを励ます会／ロイヤルホールヨコハマ</p> <p>5.29 ごとう祐一 2022年新緑のつどい／ラルオダサガ</p> |
|--|---|

神奈川県税政連活動

- 令4.1.7 令和4年賀詞交歓会（関連諸機関共催）
／横浜バイシェラトンホテル&タワーズ
- 1.19 第3回財務委員会／税理士会館2階事務局
- 2.1 会務打合せ会／税理士会館2階事務局
- 2.21 衆議院議員田中和徳「新春の集い」／川崎日航ホテル
- 3.23 第1回正副会長幹事長打合せ会
第4回正副会長正副幹事長会
第4回幹事会 合同会議
第4回推薦審査会／税理士会館8階
- 4.1 第1回証票伝達式／税理士会館8階
会務打合せ会／税理士会館2階事務局
- 4.5 第1回推薦審査会（書面決議）
- 4.7 第1回財務委員会／税理士会館2階事務局
- 4.13 税理士会館役員及びテナント関係者との
春季親睦ゴルフコンペ／レイクウッドゴルフクラブ
- 4.18 会計監査
新年度予算検討会議／税理士会館2階
ホール会議室
- 4.25 すが義偉経済人朝食会／横浜バイシェラ
トンホテル&タワーズ
鈴木けいすけ 春の集い／新横浜プリン
スホテル
- 4.28 会務打合せ会／税理士会館2階事務局
- 5.2 第2回証票伝達式／税理士会館8階
- 5.9 自民党横浜市連時局講演会 菅政権の1年
とこれからの日本／ロイヤルホールヨコ
ハマ
- 5.9 浅尾慶一郎国政を語る!!／川崎日航ホテ
ル
- 5.10 第2回広報委員会／税理士会館2階事務
局
- 5.16 正副会長・幹事長打合せ会／税理士会館
3階会議室
第1回正副会長正副幹事長会
第1回幹事会 合同会議
／税理士会館8階会議室
- 5.25 神奈川県行政書士政治連盟 定時大会／ロ
イヤルホールヨコハマ
- 5.26 神奈川県土地家屋調査士政治連盟 定時
大会／ロイヤルホールヨコハマ
- 5.29 ごとう祐一 2022年新緑のつどい／ラク
アルオダサガ

山梨県税政連活動

- 令4.1.14 東京地方税理士会山梨県会・山梨県税理
士政治連盟および関連団体合同新年賀詞
交歓会
- 2.3 中谷真一議員確定申告無料相談会視察／
甲府市総合市民会館
- 3.12 宮沢ゆか議員国政報告会／ジットプラザ
- 3.28 第3回正副会長正副幹事長会、幹事会、
相談役等合同会議／税理士会館



第56回定期大会のご案内

令和4年8月10日(水)

於 税理士会館8F

横浜市西区花咲町4-106

I. 神奈川県税理士政治連盟定期大会

13:15～14:25

II. 東京地方税理士政治連盟定期大会

14:30～16:00

編集後記

この号から編集後記を始めることになりました。

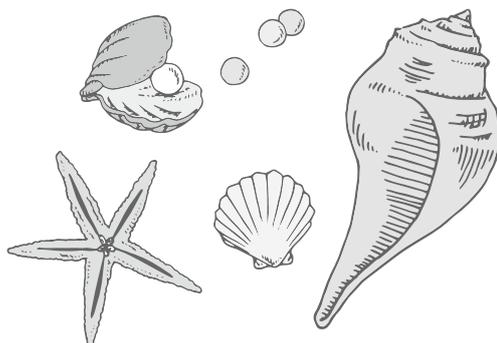
一回目は委員長の藤田が担当します。写真の説明を兼ねてエピソードを紹介します。

この写真は葉山の森戸神社の境内にある1987年に亡くなられた俳優石原裕次郎氏の「石原裕次郎記念碑」。今年2月に兄の慎太郎元東京都知事が亡くなり後を追うように夫人の典子さんも亡くなられました。夫人は私の母校の大先輩。夫人が高校2年の時に、幼馴染であった慎太郎氏からプロポーズされたそうです。当然、高校の教員会議の議題に。結婚をするなら退学との話になったそうですが、戦争でご主人を亡くされた担任が「石井(典子夫人の旧姓)さんも戦争でお父さんを亡くされ、寂しい思いをされて

いると思います。結婚させてあげて、卒業まで在学させてあげましょう。」この鶴の一声で無事卒業されたそうです。

そして、その何十年後。

その担任の先生、「慎太郎さんは私に足を向けて寝られないわよ」とチョッピリ自慢気に話されていました。



「税理士による推薦国会議員等及び後援会」名簿

令和4年4月7日現在
東京地方税理士政治連盟

衆議院

国会議員名	党派	選挙区	会長(推薦人代表)	幹事長	結成年月日
菅 義 偉	自 民	神奈川 2	高 橋 稔	新 井 通 夫	H 9.12. 4
鈴木 馨 祐	自 民	神奈川 7	細 谷 佳 世	辻 泰二郎	H27. 5.11
笠 浩 史	立 民	神奈川 9	角 田 国 明	古 舘 修	H16. 1.11
田 中 和 徳	自 民	神奈川 10	枝 村 和 道	池 上 英 嗣	H 8. 5.18
小 泉 進次郎	自 民	神奈川 11	長 治 克 行	谷 中 英 司	H21.10.31
阿 部 知 子	立 民	神奈川 12	吉 澤 陽 子	宮 治 千枝子	H28. 3.23
あかま 二 郎	自 民	神奈川 14	小 山 智 祐	村 上 剛	H28.11.22
河 野 太 郎	自 民	神奈川 15	榑 原 雄 児	柳 川 信 男	H 8. 6.17
後 藤 祐 一	立 民	神奈川 16	新 川 勉	遠 藤 哲 也	H22. 1.22
牧 島 かれん	自 民	神奈川 17	北 村 幸 弘	石 川 和 俊	H27.11.11
山 際 大志郎	自 民	神奈川 18	大 森 行 雄	小笠原 輝 昭	H26. 9.19
中 谷 真 一	自 民	山 梨 1	田 中 茂 樹	中 込 公 人	H28. 4.18
堀 内 詔 子	自 民	山 梨 2	湯 山 智 治	清 水 学	H27.10. 1
三 谷 英 弘	自 民	比例南関東	岸 蔚	平 山 紀美子	R 3. 1.13
甘 利 明	自 民	比例南関東	小 林 貢	松 尾 誠 一	H11. 1. 5
義 家 弘 介	自 民	比例南関東	須 藤 紳次郎	中 村 和 恵	H30. 7.26

参議院

国会議員名	党派	選挙区	会 長	幹 事 長	結成年月日
牧 山 ひろえ	立 民	神奈川 県	草 刈 章 雄	高 垣 希	H21. 5.18
佐々木 さやか	公 明	神奈川 県	阿 部 幸 宣	大 崎 ケイ子	H25. 6.20
島 村 大	自 民	神奈川 県	中 村 泰 宏	戸 島 喜久郎	H25. 6.26
三 原 じゅん子	自 民	神奈川 県	—	—	
三 浦 信 祐	公 明	神奈川 県	亀 重 恵美子	西 山 昌 秀	H28. 5.17
森 屋 宏	自 民	山 梨 県	天 野 友 一	江 井 誠	R 1. 5.20
赤 池 誠 章	自 民	比 例 代 表	石 橋 秀 樹	池 田 善 一	H19.11.17

県知事・市長

県知事・市長名	氏 名	会 長	幹 事 長	結成年月日
神奈川 県 知 事	黒 岩 祐 治	朝 倉 文 彦	宮 島 和比古	H25. 9. 5
山 梨 県 知 事	長 崎 幸 太 郎	村 松 滝 夫	羽 田 昭 徳	H27.12.21
川 崎 市 長	福 田 紀 彦	西 山 裕 志	江 口 進	H27. 4.10
相 模 原 市 長	本 村 賢 太 郎	吉 野 賢 一	中 村 一 郎	H21.12.12

前・元国会議員等

前・元国会議員等名	党派	選挙区	会 長	幹 事 長	結成年月日
松 本 純	無 所 属	神奈川 1	浅 木 克 眞	裏 木 新	H25.11.27
小此木 八 郎	無 所 属	神奈川 3	松 江 泰 弘	中 川 公 登	H 8. 7.10
浅 尾 慶 一 郎	無 所 属	神奈川 4	今 林 千 昭	大 場 尚 之	H11. 5.18
上 田 勇	公 明	神奈川 6	芋 川 宏 教	松 永 し の ぶ	H21. 2. 3
金 子 洋 一	無 所 属	神奈川 県	上 原 英 二	清 水 一 男	H23. 7. 1

令和3年～令和4年度 山梨県税理士政治連盟			
役職担当表			
会長 砂田 俊二 副会長 瀧口 敦 副会長 志村 公康			
幹事会	幹事長 塩島 好文 副幹事長 田原 俊幸 副幹事長 江井 誠		
		副幹事長	幹事
	委員会	委員長	副委員長
	政策審議委員会	太田 文友	本田 賢二
	財務委員会	初鹿 武仁	天野 友一
	組織委員会	井上 一也	田幡 義人
	議会対策委員会	名取 正文	鈴木 雅夫
	選挙対策委員会	中村 勝良	小池 織嗣
	広報委員会	藤原 徳仁	矢野 潔
	会計監事 清水 弘人 村松 滝夫		
相談役 田中 寿雄 末木 好臣 入江 薫 小倉 恵一 深沢 邦秀			
地区連	副会長 砂田 俊二 深沢 邦秀 副幹事長 塩島 好文 幹事 太田 文友 初鹿 武仁 井上 一也 名取 正文 中村 勝良 藤原 徳仁 江井 誠 会計監事 丸山 孝佳		

選んでよかった! JDL

JDLのAI-OCRで業務改善

入力業務は「JDL AI」が担う。

会計事務所実務に特化した「JDL AI」が、記帳代行だけでなく税務申告のためのデータ入力も飛躍的に効率化。証ひょうや書類からのデータ入力をなくし、さらにJDLならではの“一筆書き”で財務・税務の処理が完結。会計事務所の業務改善はJDLにおまかせください。



AI-OCR 仕訳入力システム™

AI-OCR 確定申告入力システム™



JDLのワークステーションなら
証ひょうや書類を置くだけで読み取り!

—— 会計事務所の入力業務は人工知能が担う。

JDL Liberty System®

JDL財務・税務システム標準搭載



新登場 JDL Liberty 300

AI-OCRシステムの特長が3分でわかる動画公開中!

JDL Liberty

検索



株式会社 日本デジタル研究所

本社 / 〒136-8640 東京都江東区新砂1-2-3 ☎03(5606)3111(大代表)
JDLホームページアドレス <https://www.jdl.co.jp/>

協同組合からのご案内

東京地方税理士協同組合は、

1. 組合員等の社会的地位の向上と福利厚生の実現を図る
2. 提携企業との共存共栄を図る
3. 税理士会に貢献する

を基本方針として各種事業を行っております。これらの事業で得た収益は、税理士会との共同事業やご協力を頂いた支所への交付金として、また、組合員・準会員への福利厚生事業等として還元しています。

創立 60 周年記念事業の開催について

当協同組合は、おかげをもちまして本年5月に創立 60 周年を迎えることができました。昭和 37 年 5 月の設立当初 308 名の組合員でスタートし、現在は 4,000 名（準会員を含む）を超える規模に成長いたしました。

このたび創立 60 周年を迎えることができましたのは、日頃よりお世話になっております関係各位の皆様のご支援ご協力の賜物であり、心より厚く御礼申し上げます。

創立 60 周年記念事業として、さまざまな各種行事等を企画しております。新型コロナウイルスの感染状況により可能な範囲での記念事業になりますが、ご参加いただけますと幸いです。

協同組合では、ホームページや協同組合ニュース、メールマガジン等を通じて、組合事業の情報や提携企業・生命保険会社の事業活動の紹介を積極的にご提供して参ります。今後とも協同組合事業へのご協力をお願い申し上げます。

お問合せ先：東京地方税理士協同組合事務局 電話：045-243-0551

協同組合ホームページ <http://www.tochizeikyo.com/>

働くみんなに、
大きな安心。

中退共は、半世紀で100万社以上の中小企業に
ご利用いただいている国の退職金制度です。

中退共 中小企業退職金共済制度

安全

国の制度だから安心
新規加入や掛金を増額する場合、
掛金の一部を国が助成します。

有利

掛金は全額非課税
手数料もかかりません。

簡単

社外積立で管理も簡単
納付状況や退職金試算額を
事業主さんにお知らせします。



詳しくはホームページをご覧ください。

中退共

検索



(独)勤労者退職金共済機構
中小企業退職金共済事業本部

〒170-8055 東京都豊島区東池袋1-24-1

TEL.03-6907-1234 FAX.03-5955-8211

中小企業経営者の
みなさまへ

国が準備したセーフティネット

安心の材料をご提供します。

小規模企業共済制度

●制度の特長

1

経営者のための退職金制度

小規模企業の個人事業主(共同経営者を含む)または
会社等の役員の方が廃業や退職後の生活資金、
事業再建資金をあらかじめ準備しておく共済制度です。

2

掛金は全額所得控除

掛金は、全額が「小規模企業共済等掛金控除」として、
課税対象所得から控除できます。

3

受取時も税制メリット

共済金の受取は、一括の場合は「退職所得扱い」、
分割の場合は「公的年金等の雑所得扱い」です。

他にもこんな特徴があります。

●契約者貸付けの利用が可能
契約者(一定の資格者)の方は、緊
急時や災害時などに事業資金等の貸
付けが受けられます。

●共済金の受給権は差押禁止
共済金・解約手当金の受給権は、国
税等滞納の差押え以外は差押禁止
債権として保護されます。

経営セーフティ共済

●中小企業倒産防止共済制度の特長

1

掛金の10倍の範囲内で 最高8,000万円まで貸付け

「回収困難となった売掛金債権等の額」と「掛金総額の
10倍に相当する額(最高8,000万円)」のいずれか少ない
額となります。償還期間は共済金の貸付金額に応じて5
年~7年(据置期間6か月を含む)で毎月均等償還です。

2

貸付条件は無担保・無保証人

共済金の貸付けは、「無担保・無保証人」「無利子」です。
ただし、共済金の貸付けを受けますと貸付額の10分の1に
相当する額が積み立てた掛金総額から控除されます。

3

掛金は税法上損金(法人)または 必要経費(個人事業)に

掛金月額は、5千円~20万円の範囲内(5千円単位)で
自由に選べます。

小規模企業共済、経営セーフティ共済へ協同組合を通じてご加入(関与先を含む)していただ
きますと、組合員・準会員の皆様へ些少ですが協同組合よりお礼を贈呈致します。

資料請求やご加入方法の問い合わせは、協同組合事務局までご連絡をお願いします。

東京地方税理士協同組合 事務局 tel:045-243-0551 fax:045-243-0550

創立60周年記念事業のご案内

おかげさまで



東京地方税理士協同組合

東京地方税理士協同組合
理事長 高橋 稔
創立60周年記念事業
実行委員長 越智 政利

平素は組合事業に格別のご支援を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当協同組合は令和4年5月に創立60周年を迎えました。新型コロナウイルス感染症による様々な行動制限が長引く中ではありますが、全ての組合員・準会員の皆様、日頃お世話になっている東京地方税理士会及び関連諸機関の皆様、並びに提携企業の皆様とともにお祝いをすべく、各種行事等を企画しましたのでご案内申し上げます。

税理士協同組合創立60周年記念事業予定表

	行事内容	開催日(予定)	開催場所等(予定)
式典・講演会	講演会(山梨) (人と経営研究所 所長 大久保寛司 氏)	8月5日(金)	アピオグランドステージ
	トークショー(神奈川) (東京2020 卓球 金メダリスト 水谷 隼 氏)	11月18日(金)	新都市ホール
	記念式典 (アトラクション未定)	11月18日(金)	横浜ロイヤルパークホテル
厚生事業	秋季ゴルフ大会	9月12日(月)	平塚富士見カントリークラブ
	野球・ソフトボール大会	10月4日(火)	保土ヶ谷公園野球場
	山梨県ゴルフ大会	10月7日(金)	境川カントリー倶楽部
	テニス大会	11月8日(火)	相模原グリーンテニスクラブ
業務促進	60周年記念ポイントの贈呈	4月～ 令和5年1月	全税共事業・共済会事業・ 斡旋事業・購買事業・研修事業
記念品	神奈川県・山梨県商品オリジナル カタログギフト	6月下旬	全組合員・準会員等 へ送付

※ 各事業は感染症等の状況により変更する場合がありますのでご承知おき願います。